令和８年茂原市教育委員会会議８月定例会日程

日時：令和８年８月２５日（火）１５時００分～

場所：茂原市役所９階９０１・９０２会議室

１　開会宣言

２　会議録署名人の指名

３　会議事項

（議決事項）

議案第１号　　茂原市学校再編基本計画【第二期】の策定について

４　閉会宣言

議案第１号

茂原市学校再編基本計画【第二期】の策定について

茂原市教育委員会は、茂原市学校再編基本計画【第二期】を別紙のとおり定める。

令和８年８月２５日提出

茂原市教育長　　富　田　浩　明

提案理由　　子供たちの充実した学びを展開できる教育環境を確保するため、令和８年度から令和１７年度までを計画期間とする茂原市学校再編基本計画【第二期】を策定し、学校規模の適正化・適正配置の取組を進めようとするものです。

議案第１号参考資料

茂原市学校再編基本計画【第二期】策定のこれまでの取組

日　付	項　目	内　容　等
令和６年８月 27 日	教育委員会会議	・茂原市学校再編審議会に対する諮問について
８月 27 日	教育委員会委員協議会	・次期基本計画の方向性について
９月 20 日	第１回学校再編審議会	【諮問】 ・現計画の取組に対する評価について ・現状の把握について ・市民アンケート調査について ・今後のスケジュールについて
11 月 15 日	第２回学校再編審議会	・学校再編基本計画について ・これまでに示されている適正規模と現状の学校規模からみた学校再編の課題について ・市民アンケート調査（修正版）について ・今後のスケジュール（修正版）について
12 月５日～ 12 月 22 日	市民アンケート調査	(児童生徒の保護者・就学前児童の保護者・自治会長)
令和７年２月７日	第３回学校再編審議会	・アンケート調査の集計結果について ・許容できる児童生徒数の下限の設定について
３月 14 日	第４回学校再編審議会	・学校再編の進め方について
４月 18 日	第５回学校再編審議会	・地域協働を導入した学校再編のプロセスについて
５月 23 日	第６回学校再編審議会	・中学校区を基本として学校再編を進めるにあたって ・学校再編において留意すべき事項について
７月 29 日	教育委員会委員協議会	・学校再編審議会の審議経過について
８月５日	第７回学校再編審議会	・次期基本計画の骨子（案）について
８月 22 日	学校再編審議会	【答申】
８月 26 日	教育委員会会議	・茂原市学校再編審議会の答申の報告について
９月 18 日	議員全員協議会	・茂原市学校再編審議会の答申について
10 月 19 日	タウンミーティング	（茂原市役所市民室）
10 月 19 日	タウンミーティング	（五郷福祉センター）

議案第１号参考資料

日　付	項　目	内　容　等
11 月９日	タウンミーティング	（東郷福祉センター）
11 月 16 日	タウンミーティング	（総合市民センター）
11 月 16 日	タウンミーティング	（本納公民館）
令和８年１月 27 日	教育委員会委員協議会	・基本計画【第二期】の素案について
２月 17 日	教育委員会会議	・基本計画【第二期】（案）を定めることについて
２月 17 日～ ３月 13 日	庁内意見照会	・基本計画【第二期】（案）に係る意見照会
３月 24 日	総合教育会議	・基本計画【第二期】（案）について
５月 27 日	議員全員協議会	・基本計画【第二期】（案）について
６月１日～ ６月 30 日	パブリックコメント	
６月１日～ ６月 30 日	こどもからの意見聴取	（こども基本法第 11 条による）
８月 25 日	教育委員会会議	・基本計画【第二期】の策定について

（案）

令和８年８月 25 日現在

茂原市学校再編基本計画
【第二期】

（令和８年度～令和 17 年度）

茂原市教育委員会

はじめに

茂原市教育委員会では、茂原市立小中学校の適正規模について、小学校は 12～18 学級、中学校は９～18 学級と定め、子供たちにとってより良い教育環境を確保することを第一に考え、平成 29 年３月に「茂原市学校再編基本計画」を策定しました。この基本計画をもとに、具体的な学校再編計画である「第一次実施計画」を策定し、令和２年の西陵中学校と冨士見中学校の統合、令和３年の二宮小学校と緑ケ丘小学校の統合を行いました。次いで「第二次実施計画」を策定し、令和５年の本納小学校と新治小学校の統合、そして令和８年４月には南中学校と早野中学校の統合を行いました。これにより、統合を行った小学校では一定の集団規模を確保することができ、複式学級も解消しました。中学校では、本納中学校を除く４校は、当面の間、適正規模を維持できる状況となりました。本納中学校では、小学校との施設一体型の小中一貫教育を推進することで、充実した学びが展開できるよう取り組んでいます。

また、これまでの９年間にわたる学校規模適正化・適正配置の取組とともに、全ての学校において中学校区をまとまりとした小中一貫教育を実施しています。さらに、令和８年度からは全ての学校でコミュニティ・スクールの仕組みを導入しており、これらの取組を通じて、学校での学びを充実させるとともに、学校と地域が連携・協働し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めています。

そのような中、全国的な少子化は今後も続き、本市においても多くの学校で小規模化が進むことが見込まれています。また、学校教育をとりまく情勢も大きく変化していることから、文部科学省では「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を求めています。

こうしたことから、市教育委員会では、令和６年９月に「茂原市学校再編審議会」に対し「茂原市立小中学校の再編に関する基本的な考え方（次期基本計画の骨子）」について諮問を行いました。審議会では、本市の状況やこれまでの成果と課題、現代の学校教育に求められること及び市民アンケート調査の結果等を踏まえて慎重な審議が行われ、令和７年８月に答申書が提出されました。この答申をもとにタウンミーティングを行い、市民の皆様の御意見を伺いながら計画案を作成し、パブリックコメント等を経て「茂原市学校再編基本計画【第二期】」を策定しました。

本計画は、子供たちの学びの充実と、学校再編の適否等を地域協働によって協議する仕組みづくりを中心に据えて検討・策定しました。子供たちが将来を生き抜くために必要な資質・能力を身に付けることができるよう、学びの質の向上を含めたより良い教育環境の確保に向けて、取組を進めてまいります。市民の皆様におかれましては、今後とも、学校規模の適正化・適正配置の取組について御理解、御協力をお願いいたします。

令和８年８月　茂原市教育委員会

目次

Ⅰ　計画策定にあたって
１．これまでの取組 1
２．計画策定の趣旨 3
３．計画の位置付けと期間 4

Ⅱ　茂原市立小中学校の現状と今後の見込み
１．児童生徒数の現状と今後の見込み 5
（１）学校ごとの児童生徒数の推移 5
（２）児童生徒数の推計方法 6
２．活力ある魅力的な学校づくり 7
（１）小中一貫教育の推進 7
（２）コミュニティ・スクール 7

Ⅲ　学校再編の基本的な考え方（基本方針）
１．現代の学校教育に求められるもの 8
２．小規模校のメリットとデメリット 8
（１）小規模校のメリット 8
（２）小規模校のデメリット 9
３．学校再編の考え方 10
４．学校再編の基本方針 11
５．望ましい学校規模「小中学校の適正規模」 12
６．学校再編を検討する目安「許容できる学校規模の下限（許容規模)」 12
（１）茂原市立小中学校の許容規模 13
（２）学校規模ごとの基本的な方向性 14
（３）複式学級について 14
７．小規模校の活性化 15
８．地域協働を導入した学校再編 15
（１）地域協働による取組 15
（２）中学校区を枠組みとした地域と学校の懇談会 15
（３）合意に基づく実施計画 15
９．通学区域（学区）の検討 17
10．その他 17

Ⅳ　資料
１．学校再編基本計画【第二期】策定までの主な経緯 18
２．茂原市学校再編審議会について 22
（１）茂原市学校再編審議会条例 22
（２）委員名簿 24

３．諮問書及び答申書 26
（１）諮問書 26
（２）答申書 27
４．各小中学校の概要 33
（１）東中学校区 34
（２）冨士見中学校区 37
（３）茂原中学校区 40
（４）南中学校区 42
（５）本納中学校区 46
５．市民アンケート調査の概要 48
（１）実施概要 48
（２）アンケート用紙 49
（３）集計結果 56
６．計画（案）に対するパブリックコメントの概要 64
７．計画（案）に対するこどもの意見聴取の概要 64

Ⅰ　計画策定にあたって

１．これまでの取組

全国的な少子化により、年少人口の減少が進行する中、小中学校が小規模化し教育条件への影響が出ることへの懸念から、文部科学省では、学校規模の適正化の検討のために「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を平成 27 年１月に策定しました。

これを受け、市教育委員会においても、義務教育では一定の集団規模が必要であるとして、同年３月に「茂原市立小中学校の適正規模」を定め、これに基づいて、「茂原市学校再編基本計画」を平成 29 年３月に策定し、より良い教育環境の確保を目指して取り組んできました。

〈これまでの主な取組〉

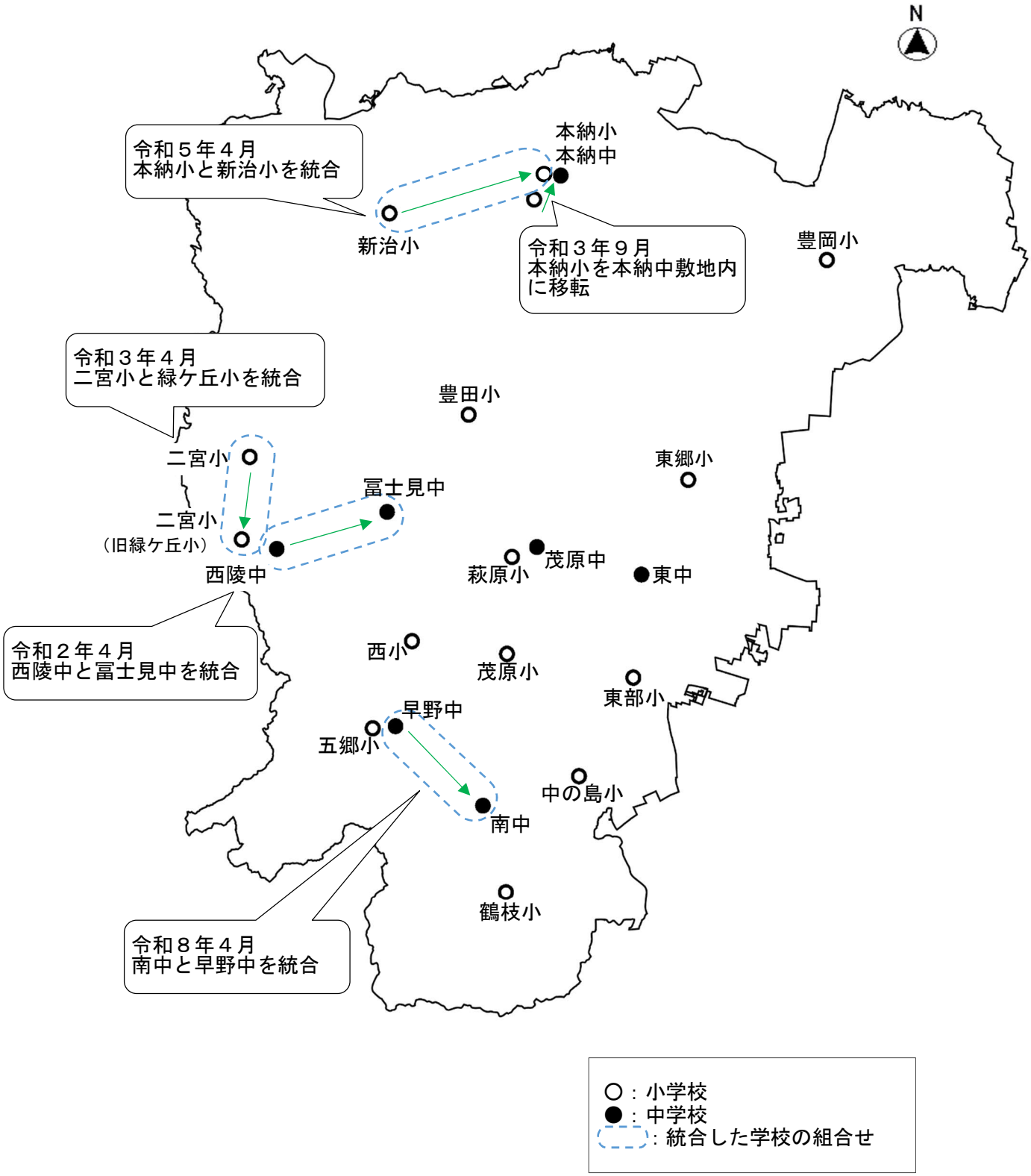
平成 27 年３月	「茂原市立小中学校の適正規模」を決定
平成 29 年３月	「茂原市学校再編基本計画」を策定
平成 30 年３月	「茂原市学校再編第一次実施計画」を策定
令和　２年４月	西陵中学校と冨士見中学校を統合
令和　３年４月	二宮小学校と緑ケ丘小学校を統合
令和　３年９月	本納小学校を本納中学校敷地内に移転 施設一体型の小中一貫教育を開始
令和　４年１月	「茂原市学校再編第二次実施計画」を策定
令和　５年４月	本納小学校と新治小学校を統合
令和　８年４月	南中学校と早野中学校を統合

統合を行った学校では一定の集団規模を確保することで、新たな人間関係を築く力を育成をしたり、多様な考えに触れ、互いに切磋琢磨する環境を確保したりすることができました。

また、統合に合わせた学校施設の大規模改修やスクールバスの導入などにより、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう環境整備を行いました。本納小学校と本納中学校では、施設一体型の利点を活かし、小中一貫教育の効果的な実施により、子供たちの学びの質の向上を図っています。

当計画に基づく９年間の取組により、本市の小学校は 14 校から 12 校に、中学校は７校から５校になりました。

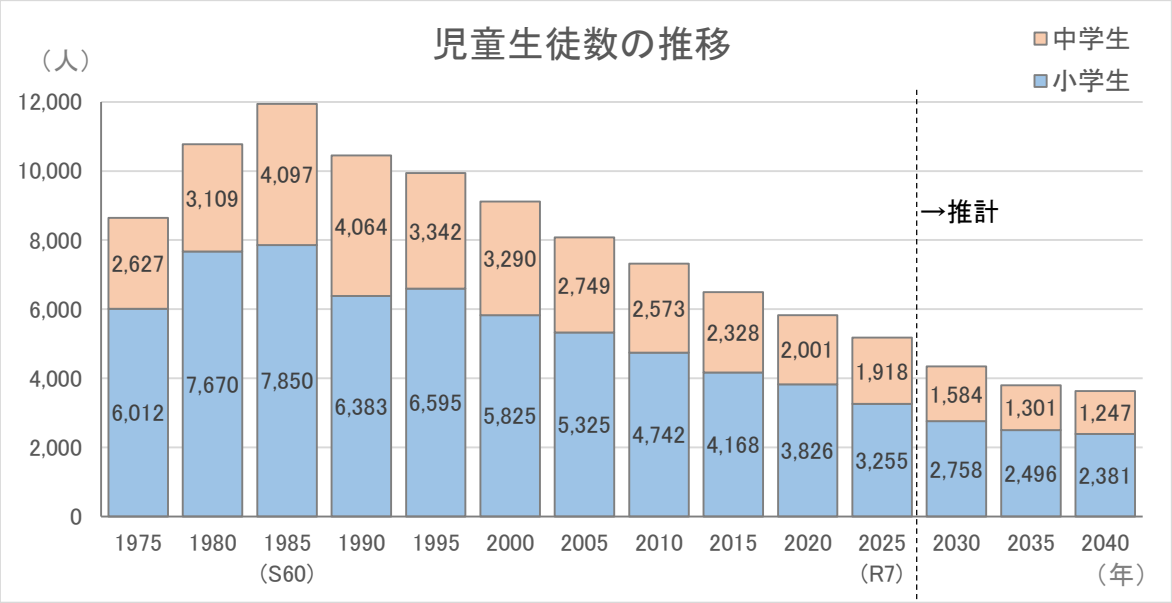
学校再編の実施状況


N
令和５年４月
本納小と新治小を統合
本納小
本納中
新治小
令和３年９月
本納小を本納中敷地内に移転
豊岡小
令和３年４月
二宮小と緑ケ丘小を統合
豊田小
二宮小
東郷小
冨士見中
二宮小
（旧緑ケ丘小）
西陵中
萩原小
茂原中
東中
令和２年４月
西陵中と冨士見中を統合
西小
茂原小
東部小
早野中
五郷小
中の島小
南中
鶴枝小
令和８年４月
南中と早野中を統合
○：小学校
●：中学校
：統合した学校の組合せ

２．計画策定の趣旨

これまでに、平成 29 年度から令和７年度までの９年間を計画期間とした「茂原市学校再編基本計画」を策定し、小中学校の適正規模の維持に取り組んできました。

令和７年度をもって当基本計画の計画期間は満了しましたが、少子化等の影響により、本市の児童生徒数は今後も減少が続き、多くの小中学校で小規模化が進むことが見込まれています。



今後の学校再編においては、これまでの取組や市教育委員会が実施している中学校区を単位とした小中一貫教育を踏まえた上で、国が推進する「令和の日本型学校教育」の実現に向けて個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていくことを考慮し、現代の学校教育に求められる教育環境を確保する取組を継続していく必要があります。

このことから、市教育委員会では、令和６年９月に「茂原市学校再編審議会」に対して、「茂原市立小中学校の再編に関する基本的な考え方（次期基本計画の骨子)」について諮問を行いました。審議会では、これまでの成果と課題及び学校や地域を取り巻く状況等を踏まえ、望ましい教育環境について様々な観点から調査審議が重ねられ、令和７年８月に答申が出されました。

そして、答申内容をもとにタウンミーティング及びパブリックコメント等を実施し市民の意見を伺うとともに、総合教育会議による協議・調整を行い、この基本計画【第二期】を策定しました。

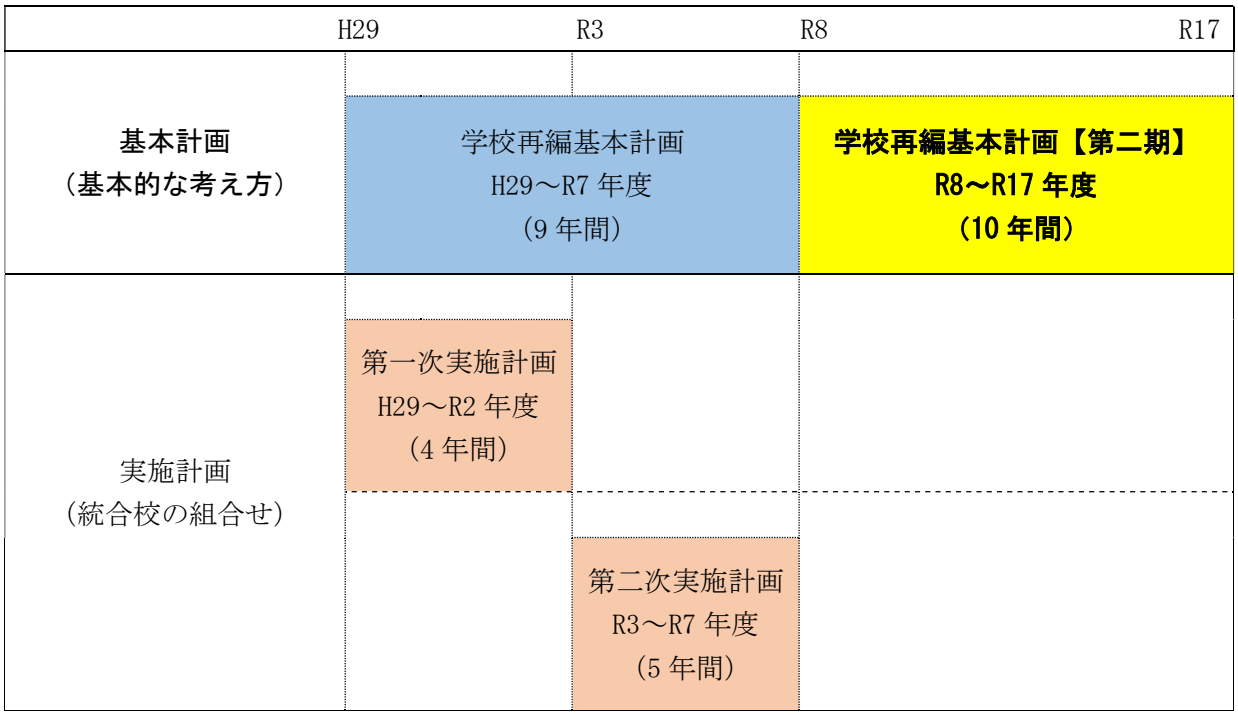
３．計画の位置付けと期間

本計画は、「茂原市学校再編基本計画（計画期間：平成 29 年度から令和 7 年度まで)」の成果と課題を踏まえ、小中学校の学校規模の適正化・適正配置等に関して、基本的な考え方を示したものです。

本計画は、児童生徒数の推計等から、15 年後の令和 22 年度（2040 年度）における学校の状況を見据え、茂原市総合計画など他の計画との整合性を考慮し、計画期間を令和８年度（2026 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 10 年間としました。

また、人口や児童生徒数の推計については、適宜見直しを行い、地域住民・保護者等にその情報を提供し、共有していきます。

<学校再編計画の体系図>



Ⅱ　茂原市立小中学校の現状と今後の見込み

１．児童生徒数の現状と今後の見込み

（１）学校ごとの児童生徒数の推移

令和２年度（2020 年度）以降の学校ごとの児童生徒数は、以下のとおりです。

①小学校

（単位：人）

	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
東郷小	458	363	268	199	184
豊田小	286	280	208	180	163
茂原小	313	277	253	241	244
西小	208	176	170	136	121
五郷小	264	179	134	132	121
鶴枝小	167	118	58	32	31
萩原小	575	543	522	569	565
中の島小	328	325	263	237	232
本納小	168	本納小 155	155	141	126
新治小	37				
豊岡小	188	108	69	56	47
東部小	566	549	486	417	415
二宮小	114	二宮小 182	172	156	132
緑ケ丘小	154				
計	3826	3255	2758	2496	2381

②中学校

（単位：人）

	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
東中	388	402	302	250	209
冨士見中	冨士見中 392	375	303	250	245
西陵中					
茂原中	384	404	396	353	373
南中	441	414	南中 475	353	324
早野中	177	129			
本納中	219	194	108	95	96
計	2001	1918	1584	1301	1247

※R2、R7 は実績（５月１日現在）。R12 以降は推計。

（２）児童生徒数の推計方法

①全体の児童生徒数

茂原市人口ビジョン（令和８年３月改訂）で用いられている国立社会保障・人口問題研究所の令和５年公表の値を基に算出しました。

②学校ごとの児童生徒数

令和８年４月１日現在の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法により算出しました。なお、変化率については、令和３年度から令和８年度までの５年間の変化率を用いました。

※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計の基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。

具体的には以下のとおりです。

- まず、字と学区が概ね１対１で対応するものとし、学区ごとに住民基本台帳の人数を分けました。
- この学区ごとに、各年代における令和３年度から令和８年度の変化率を算出しました。
- ０歳の出現率（≒出生率）については、令和３年度から令和８年度までの平均を用いました。
- この変化率及び出生率が今後も続くものとして、学区ごとの将来推計を算出しました。
- 最後に、合計人数と①で算出した値の整合がとれるよう、按分により調整しました。

２．活力ある魅力的な学校づくり

（１）小中一貫教育の推進

令和４年度に「茂原市小中一貫教育の指針」を策定し、令和５年度から、小学校６年間・中学校３年間という制度を維持しつつ、義務教育終了までを連続した学びの期間ととらえ、この９年間でどのような子供を育てたいのかを小学校と中学校が共有する小中一貫教育を推進しています。

小中一貫教育で目指す子供像として「ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子」を掲げ、「茂原学の探究」及び「英語教育の充実」を中心に各小中学校で取り組んでいます。

中学校区ごとに地域の特色を活かし、その子供像を学区内の小学校と共有し、児童生徒の交流、教職員の連携、家庭・地域との連携の充実を図ります。

（２）コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を令和８年度に導入し、学校と地域との協働体制の構築を図る中で、どのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」づくりに取り組んでいます。

これまでは、学校評議員制度を充実させ、開かれた学校づくりに取り組んできましたが、これを発展させ、地域住民等と協働した豊かな学びの構築を図ります。

Ⅲ　学校再編の基本的な考え方（基本方針）

１．現代の学校教育に求められるもの

以前の学校教育では、効率的に知識・技能を身に付けさせるために一斉授業を中心とした教育が行われてきました。

現代では、グローバル化や情報化などの社会情勢の変化により、知識・技能を習得することのみを学びのゴールとするのではなく、身に付けた知識・技能を状況に応じて活用し、他者と協働して問題解決にあたる資質・能力が求められています。

一人一人の児童生徒に多くの知識・技能を確実に身に付けさせる上では、教員の目が行き届く少人数の中で、きめ細かな指導を行うことが適していますが、現代の学校教育では、これだけでは不十分で、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」といった育成すべき資質・能力の三つの柱をバランスよく身に付けることが必要とされています。

そのためには、探究的な学習や体験活動などを通じて、多様なものの見方・考え方に触れる協働的な学びを実践できる教育環境が必要となります。

２．小規模校のメリットとデメリット

学校の小規模化によるメリット・デメリットとしては、以下のことが挙げられます。

（１）小規模校のメリット（学年１学級で学級の児童生徒数が少ない場合）

１学級あたりの児童生徒数が少ない場合には、教員の目が行き届き、個別に配慮がしやすくなります。

また、入学してから同じ集団で学校生活を過ごす中で、子供同士や教職員とのふれあいの場を多くもつことで温かい雰囲気が醸成され、互いの個性をよく理解し、親密な友人関係を構築しやすくなります。

地域にとっても、一人一人の児童生徒を知ることができ、学校と結びつきやすくなります。

これらのことから、次のような学校教育上のメリットが考えられます。

①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
②意見や感想を発表できる機会が多くなる。
③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
④運動場や体育館、特別教室などを余裕をもって使える。
⑤体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
⑥地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
⑦児童生徒の家庭の状況、教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域

と連携した効果的な生徒指導ができる。

（２）小規模校のデメリット

適正規模を満たしていないような小規模校では、その規模によって課題は異なるものの、単学級のためクラス替えができないことで、友人関係が固定化されやすく、新たな人間関係を構築する経験が乏しくなる場合があります。また、配置される教職員が少なくなることにより、多様な価値観に触れさせることが難しくなったり、グループ別指導や習熟度別指導などの学習形態をとることが難しくなったりします。

学級の児童生徒数が少ない場合には、課題解決に向けて、多様なものの見方・考え方に触れ、他者との対話の中で合意形成を図り、自分の考えを広げたり、再構築したりする経験を積むことが難しくなります。

これらのことから、次のような学校教育上のデメリットが考えられます。

①集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい。
②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
③協働的な学びの実現が困難で、多様な学習形態をとることが難しくなる。
④体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
⑤小学校では専科授業を十分に実施できず、中学校では全ての教科に教職員を配置できないことがある。
⑥多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
⑦TT[1]や少人数指導等の多様な指導形態をとれないことがある。
⑧教員と児童生徒との心理的距離が近くなり、教員に対する依存心が強まる可能性がある。
⑨切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。

[1] TT とは、教科等担当の教員が進める授業に、その教員とチームを組む他の教員が入り、児童生徒の習熟度などに合わせて担当教員を補助しながら行う授業の形態。

３．学校再編の考え方

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、一定の集団規模が確保されていることが望まれます。

一方で、小規模となった学校では、そのメリットを生かしデメリットを最小化するよう工夫した学校運営が行われており、また、災害時の避難場所に指定されているなど、地域コミュニティの核としての役割を担っている場合もあることから、統廃合には十分な配慮が必要となります。そのため、学校再編にあたっては、児童生徒数・学級数の将来推計とともに、学校を取り巻く状況等を総合的に考慮して検討を進める必要があります。

今後の学校再編においては、平成 29 年度から取り組んできた学校再編の基礎である「児童生徒の教育環境を最優先で、その上で地域や住民等に及ぼす影響について配慮が必要」という考え方を継承することとし、これまでの成果と課題を踏まえ、【第二期】における学校再編の考え方を以下のとおりまとめました。

① 教育環境の充実を最優先

- 協働的な学びの充実が図れる環境の確保
- 子供の発達段階等を考慮した検討
- 通学に対する配慮（通学手段、通学距離、通学路の安全性）
- 通学区域（学区）の検討
- 小中一貫教育を推進する環境の整備

② 再編にあたっての配慮

- 地域協働[2]の考え方を重視
- 再編に関する情報の発信、提供
- 環境の変化に対する適切な緩和策の実施
- 学校の施設・設備の充実
- 跡地活用等に関する関係部局との連携
- 市行政の方向性との整合

[2] 地域協働とは、茂原市まちづくり条例第３条第７号に定める「協働」の意義に基づき、学校再編において、地域住民、保護者、地域団体、学校関係者及び市が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、子供たちの教育環境の充実という目的を共有し、対等な立場で連携・協力することをいう。

４．学校再編の基本方針

これまで述べた現状や推計、考え方を踏まえ、【第二期】における学校再編の基本方針を以下のとおり定めます。

① 協働的な学びのための教育環境

・子供たちが、将来に必要な資質・能力を身に付けることができるよう、集団の中で多様な考えに触れ、協働的な学びの充実を図ることができる教育環境の確保を目指します。
・学校規模の適正化にあたっては、各学校で規模に応じた学校運営を工夫していることを考慮し、それぞれの学校や地域の状況等を総合的に検討します。

② 地域協働による学校再編

・学校再編のプロセスに地域協働の考え方を導入し、市教育委員会と保護者・地域住民等が、学校の目標やビジョン及び学校を取り巻く課題等を共有した上で、学校再編の検討を進めます。
・学校規模の状況、学校が抱える課題への対応策や教育の活性化等について、平常時から定期的に懇談する場を設けます。
・小中一貫教育の推進を踏まえ、中学校区を基本とした枠組みで、学校再編や通学区域（学区）の検討を行います。

③ 教育施設等の充実

・児童生徒が安心して学習できるよう、統合校の施設・設備の改修に努めます。
・再編により通学が遠距離になる児童生徒に対しては、スクールバスの導入など、通学手段を確保します。
・新たに通学路となる箇所を把握し、必要な整備を行うなど、通学における安全性を確保します。
・小中一貫教育の効果的な推進により、各学校や地域における教育力の向上に努めます。

５．望ましい学校規模「小中学校の適正規模」

平成 27 年３月の教育委員会会議において「茂原市立小中学校の適正規模」を定めました。この適正規模は、学校教育法施行規則に示された標準規模を基にしています。小中学校ともにすべての学年においてクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団の編成をしたり、同学年に複数教員を配置できるようにすることに加え、中学校ではすべての授業で教科担任による学習指導を行うことができるとの考えから定めたものです。これまでの基本計画では、この適正規模を学校再編の『指標』としていました。

現在では、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業の質的改善が求められ、多様な他者との協働的な学びの中で資質・能力を身に付けることができるような教育環境の整備が重要になっています。

このことから、「茂原市立小中学校の適正規模」については、今後の学校再編の検討においても、一定の集団規模を確保することが必要であることに変わりはなく、望ましい学校規模として捉えることとします。

茂原市立小中学校の適正規模（平成 27 年３月）

・小学校の学級数は、学校教育法施行規則第 41 条により 12 学級以上 18 学級以下（１学年２学級～３学級）を標準とする。
・中学校の学級数は、同規則第 79 条ただし書にある「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」により９学級以上 18 学級以下（１学年３学級～６学級）を標準とする。
・ただし、特別支援学級の学級数は除く。

６．学校再編を検討する目安「許容できる学校規模の下限（許容規模）」

これまでの９年間の学校再編の取組により、統合校では一定の集団規模を確保することで学びの質の向上が図られるなど、成果を上げることができましたが、現在でも適正規模を満たしていない学校が複数あり、今後、多くの学校で小規模化することが見込まれています。

そのような中、これまでと同様に適正規模を『指標』として学校再編の取組を進めた場合には、学校が存在しない地域が広くなり、通学距離が遠くなるなど、学校の統廃合に伴って生じる課題が大きくなることが懸念されます。

現在、適正規模を満たしていない小規模校では、規模が小さいことのメリットを生かしデメリットを最小化するよう工夫した学校運営を行っています。

そのような状況においても、過度に小規模化が進んだ場合には、学校運営の工夫等だけでは小規模校のデメリットの軽減が難しくなり、子供たちへの影響が大きくなることが懸念されます。

そのため、適切な時期に学校再編に取り組むことができるよう、検討を進める『新たな指標』として「許容できる学校規模の下限（許容規模）」を設定しておく必要があります。

（１）茂原市立小中学校の許容規模

許容規模の設定にあたっては、児童生徒の「学びの充実」の実現を中心に置き、現代の学校教育の視点、子供の発達段階の特性等の視点、学校運営の視点、市民アンケート調査の結果等から総合的に判断し、学校生活の基礎である学級の人数にも着目して、以下のとおり定めました。

許容できる学校規模の下限（許容規模）	
小学校	**各学年１学級で、１学級１５人程度 （全校児童９０人程度）**

小学校では、学級担任制のため、単学級でも効果的な教育活動を行うための人数規模が必要となります。１学級 15 人程度の規模の場合には、４人グループを４つ作ることができます。さらに大きな人数規模が求められる体育科や音楽科などの教科では、８人グループを２つ作ることができ、充実した協働的な学びや集団学習を実施することができます。

許容できる学校規模の下限（許容規模）	
中学校	**各学年２学級 かつ 全教科で教員を配置できる規模を目安とする**

１学年２学級以上の場合には、クラス替えが可能になり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成することができます。学級同士が切磋琢磨する中で、より良い集団を目指す経験を積んだり、新たな人間関係を構築する力や社会の形成者としての基本的資質を身に付けたりすることができます。

なお、許容できる学校規模の下限は「各学年２学級」としますが、中学校は教科担任制であることから、免許外指導や非常勤講師による指導によらず、全ての教科に教員を配置できる規模を目安とします。

（２）学校規模ごとの基本的な方向性

許容規模を『指標』として学校再編を検討することを踏まえ、【第二期】における学校規模に応じた対応は、原則として、以下のとおりとします。

① 小学校

全体の学級数・児童数		基本的な方向性
１～５学級		複式学級の解消のために、速やかに統廃合を検討する。
６学級	学級１５人未満 （全校児童数９０人未満）	統廃合を検討する。
	学級１５人以上 （全校児童数９０人以上）	学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。課題が大きい場合には、統廃合を検討する。
７～１１学級		学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。
１２学級～		

② 中学校

全体の学級数	基本的な方向性
１～２学級	複式学級の解消のために、速やかに統廃合を検討する。
３～５学級	クラス替えができず、教員を配置できない教科があるため、統廃合を検討する。
６～８学級	教職員の配置や学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。課題が大きい場合には、統廃合を検討する。
９学級～	

（３）複式学級について

児童生徒数が極めて少ない場合には、複式学級を編制することになります。

複式学級では、異なる学年で１つの学級を編制することから、教員は複数学年の児童生徒を同時に指導することになります。授業では、教員が一方の学年を指導している間、他の学年は児童生徒のみで学習を進めることになり、適切なタイミングで教員の支援を受けることが難しくなります。

また、児童生徒数が少ないことによる課題も顕著になります。

複式学級については、学習の制約が多く、課題が極めて大きいため、速やかに解消する必要があります。

７．小規模校の活性化（課題解消の手立てや支援策）

適正規模を満たしていないものの、許容規模の範囲内であり、当面の間、学校を存続させる場合には、小規模校の課題の解消等に向けた個々の学校の工夫に加え、地域の支援や他校との連携など、学びを充実させる取組を講じる必要があります。

そのため、学校が抱えている課題や学校を取り巻く状況などに応じて、組織的な対応を行い、教育環境の改善に努めます。

８．地域協働を導入した学校再編

近年、子供たちを取り巻く環境が急速に変化し、学校が抱える課題や地域の状況・ニーズが複雑化・多様化しています。

このような状況において、課題の解決にあたっては、地域住民等との連携・協働により対応することが推奨されています。「どのような学校で、どのような子供を育てていくのか」という学校の目標やビジョンを学校と地域が共有し、平常時から懇談を行う中で、学校再編の適否や小規模化の課題解決に向けた支援策等を検討していくような仕組みを構築することが必要です。

また、この地域協働の仕組みにより、学校が地域と一体となった学校づくりを進めていくことで、学校が統合した後においても、地域で学校を見守っていく体制が維持・強化されることが期待できます。

ついては、今後の具体的な学校再編の検討・立案を以下のとおり進めるものとします。

（１）地域協働による取組

学校再編の検討にあたっては、市教育委員会と保護者・地域住民等が、それぞれの役割及び責務の下、十分な協議と理解に基づき合意形成を図っていく、『地域協働』によって取り組むこととします。

（２）中学校区を枠組みとした地域と学校の懇談会

日頃から定期的に、保護者・地域住民等と学校が、学校の目標やビジョンを共有し、学校が抱える課題への対応策・支援策の検討や、小規模校における教育の充実方策等について、懇談できる場を設けます。懇談の枠組みは、小中一貫教育の推進やまちづくりの視点から、原則として中学校区で行うものとします。

（３）合意に基づく実施計画

統合の具体的な組合せを示す実施計画は、地域協働による協議・検討を経て合意が得られた場合に策定します。関係者間で十分に意思疎通を図りながら協議を行い、意見の調整を行うことで、ニーズを的確に反映した実施計画とすることができます。

進め方のイメージ

１．地域協働による、合意形成段階

学校再編とは関係なく行う

（１）地域と学校の懇談会（平常時から定期的に開催）

＜原則として中学校区ごと＞

〇懇談会の持ち方（参加者、開催頻度等）は、各地域の状況による

・学校を取り巻く課題などの共通認識、ビジョンの共有

・学校が抱える課題に対する対応策・支援策の検討

・児童生徒数の現状や将来推計などの情報提供

共　有

（２）検討会議（学校の小規模化への対応など、必要とされた場合に開催）

＜当該学校区ごと＞

〇地域と学校の懇談会から適切に接続する

・「許容規模」を踏まえ、学校再編を含めた小規模化への対応策の検討

・地域の意向をまとめる

十分な理解

（３）代表者会議（地域の意向として、統合が望ましいと判断した場合に開催）

＜学校の組合せごと＞

・当該学校の統合について協議・検討

・代表者会議の意向をまとめる

合　意

地域に情報発信

※イメージであり、地域によって進め方は異なる

２．実施計画の検討段階

審議会による調査審議

３．実施計画の計画策定段階

実施計画の策定

４．統合の準備段階

統合準備委員会の設置

必要な学校環境の整備

条例の改正

５．統合

９．通学区域（学区）の検討

本市の学区編成には、小学校から中学校に進学する際に、複数の中学校に分かれる小学校があります。このような状況は、小学校から中学校への円滑な接続や、小中一貫教育の推進の観点から望ましい形ではないことから、学校再編の取組と合わせて検討していく必要があります。

通学区域（学区）の検討を行うにあたっては、それぞれの地域において留意すべき事項があることから、地域協働による十分な協議と理解に基づき検討していくこととします。

10．その他

・地域協働の取組を進めるにあたって、教職員の負担が増加することがないよう留意し、地域協働の仕組みが定着するよう努める。
・統合校では児童生徒数が増加することから、学童クラブの充実などの子育て支援策の推進について、関係機関・部署と連携を図る。

Ⅳ　資料

１．学校再編基本計画【第二期】策定までの主な経緯

会議等	内　　容	
令和６年 教育委員会会議 ８月定例会	日　時	令和６年８月 27 日（火）15 時～
	場　所	茂原市役所　９階　901・902 会議室
	議　案	茂原市学校再編審議会に対する諮問について
令和６年 第２回 教育委員会 委員協議会	日　時	令和６年８月 27 日（火）16 時 15 分～
	場　所	茂原市役所　９階　901・902 会議室
	議　題	次期学校再編基本計画の方向性について
第１回 学校再編審議会	日　時	令和６年９月 20 日（金）15 時～
	場　所	茂原市役所　議会棟４階　全員協議会室
	議　題	・現計画の取組に対する評価について ・現状の把握について ・市民アンケート調査について ・今後のスケジュールについて
	その他	・委員の委嘱及び紹介 ・会長及び副会長の選出 ・諮問書の提出
第２回 学校再編審議会	日　時	令和６年 11 月 15 日（金）18 時～
	場　所	茂原市役所　５階　502 会議室
	議　題	・学校再編基本計画について ・これまでに示されている適正規模と現状の学校規模からみた学校再編の課題について ・市民アンケート調査（修正版）について ・今後のスケジュール（修正版）について
市民 アンケート 調査	対象者	各小中学校の児童生徒の保護者、就学前児童の保護者、地域住民（自治会長）
	回答期間	令和６年 12 月５日（木）～12 月 22 日（日）
	※詳細は 48 ページを参照	

会議等	内　　容	
第３回 学校再編審議会	日　時	令和７年２月７日（金）15 時～
	場　所	茂原市役所　５階　502 会議室
	議　題	・「茂原市立小中学校の再編に関するアンケート調査」の集計結果について ・許容できる児童生徒数の下限の設定について
第４回 学校再編審議会	日　時	令和７年３月 14 日（金）18 時～
	場　所	茂原市役所　５階　502 会議室
	議　題	・学校再編の進め方について
第５回 学校再編審議会	日　時	令和７年４月 18 日（金）15 時～
	場　所	茂原市役所　９階　901・902 会議室
	議　題	・地域協働を導入した学校再編のプロセスについて
第６回 学校再編審議会	日　時	令和７年５月 23 日（金）18 時～
	場　所	茂原市役所　９階　901・902 会議室
	議　題	・中学校区を基本として学校再編を進めるにあたって ・学校再編において留意すべき事項について
令和７年 第２回 教育委員会 委員協議会	日　時	令和７年７月 29 日（火）15 時～
	場　所	茂原市役所　９階　901・902 会議室
	議　題	茂原市学校再編審議会の審議経過について
第７回 学校再編審議会	日　時	令和７年８月５日（火）15 時～
	場　所	茂原市役所　９階　901・902 会議室
	議　題	・次期学校再編基本計画の骨子（案）について
学校再編審議会 答　申	日　時	令和７年８月 22 日（金）
	概　要	答申書の提出

会議等	内　　容		
令和７年 教育委員会会議 ８月定例会	日　時	令和７年８月 26 日（火）15 時～	
	場　所	茂原市役所　９階　901・902 会議室	
	報告事項	茂原市学校再編審議会の答申の報告について	
議員全員協議会	日　時	令和７年９月 18 日（木）	
	場　所	茂原市役所　議会棟４階　全員協議会室	
	報告事項	茂原市学校再編審議会の答申について	
タウン ミーティング	内　容	今後の学校再編の考え方・進め方について （学校再編審議会の答申内容の説明・意見交換）	
	第１回	日　時	令和７年 10 月 19 日（日）10 時～
		場　所	茂原市役所　市民室
	第２回	日　時	令和７年 10 月 19 日（日）14 時～
		場　所	五郷福祉センター　会議室１・集会室
	第３回	日　時	令和７年 11 月９日（日）14 時～
		場　所	東郷福祉センター　研修室１・２
	第４回	日　時	令和７年 11 月 16 日（日）10 時～
		場　所	総合市民センター　視聴覚室
	第５回	日　時	令和７年 11 月 16 日（日）14 時～
		場　所	本納公民館　第１・第２会議室
令和８年 第１回 教育委員会 委員協議会	日　時	令和８年１月 27 日（火）15 時 50 分～	
	場　所	茂原市役所　９階　901・902 会議室	
	議　題	茂原市学校再編基本計画【第二期】の素案について	
令和８年 教育委員会会議 ２月定例会	日　時	令和８年２月 17 日（火）13 時 15 分～	
	場　所	茂原市役所　９階　901・902 会議室	
	議　案	茂原市学校再編基本計画【第二期】（案）を定めることについて	

会議等	内　　容	
庁内 意見照会	回答期間	令和８年２月 17 日（火）～３月 13 日（金）
	内　容	茂原市学校再編基本計画【第二期】（案）に係る意見照会
令和７年度 第２回 総合教育会議	日　時	令和８年３月 24 日（火）13 時 15 分～
	場　所	茂原市役所　９階　901・902 会議室
	議　題	茂原市学校再編基本計画【第二期】（案）について
議員全員協議会	日　時	令和８年５月 27 日（水）
	場　所	茂原市役所　議会棟４階　全員協議会室
	報告事項	茂原市学校再編基本計画【第二期】（案）について
パブリック コメント	内　容	茂原市学校再編基本計画【第二期】（案）に対するパブリックコメント
	実施期間	令和８年６月１日（月）～６月 30 日（火）
	提出数	０人（０件）※詳細は 64 ページを参照
こどもからの 意見聴取	内　容	茂原市学校再編基本計画【第二期】（案）に対するこども基本法に基づく意見聴取
	実施期間	令和８年６月１日（月）～６月 30 日（火）
	提出数	８人（８件）※詳細は 64 ページを参照
令和８年 教育委員会会議 ８月定例会	日　時	令和８年８月 25 日（火）
	場　所	茂原市役所　９階　901・902 会議室
	議　案	茂原市学校再編基本計画【第二期】の策定について

２．茂原市学校再編審議会について

（１）茂原市学校再編審議会条例

平成 29 年３月 21 日茂原市条例第１号

（設置）

第１条　小中学校の再編等を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、茂原市学校再編審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

（１）　小中学校の統合、廃止等再編に関すること。

（２）　通学区域の見直しに関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、12 人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　自治会関係者

（３）　教育関係者

（４）　その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、教育委員会の定める機関において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（２）委員名簿

本諮問における審議期間（令和６年９月 20 日から令和７年８月 22 日まで）の委員を掲載

	区分	所属団体	氏名	備考
1	学識経験者	敬愛大学教授	中村　敏行	会長
2	学識経験者	茂原市社会教育委員	中田　文昭	副会長
3	自治会関係者	茂原市自治会長連合会	古作　俊夫	
4	自治会関係者	茂原市自治会長連合会	澤本　和男	
5	自治会関係者	茂原市自治会長連合会	内海　幹雄 （令和６年９月 20 日～ 令和７年６月 23 日）	
			白土　次男 （令和７年６月 24 日～	
6	教育関係者	茂原市小中学校長会	益子　進一 （令和６年９月 20 日～ 令和７年３月 31 日）	
			吉川　明夫 （令和７年４月１日～	
7	教育関係者	千葉県教職員組合 長生支部	瀬戸　伸太朗	
8	教育関係者	茂原市ＰＴＡ連合会	相　俊彦	

	区分	所属団体	氏名	備考
9	教育関係者	茂原市ＰＴＡ連合会	千葉　利憲 （令和６年９月 20 日～ 令和７年５月 26 日）	
			中山　和人 （令和７年５月 27 日～）	
10	教育関係者	茂原市青少年相談員 連絡協議会	小栁　佳子	
11	その他教育委員会が必要と認める者	茂原青年会議所	松丸　槙太郎 （令和６年９月 20 日～ 令和７年２月 16 日）	
			金城　学人 （令和７年２月 17 日～）	
12	その他教育委員会が必要と認める者	茂原市民生委員 児童委員協議会	山本　珠代	

（任期：令和６年９月 20 日から令和８年９月 19 日まで）

３．諮問書及び答申書

（１）諮問書

茂 教 総 第 119 号
令和６年９月 20 日

茂原市学校再編審議会会長　様

茂原市教育委員会
教育長　富田　浩明

諮問書

茂原市学校再編審議会条例第２条により、次に掲げる事項についてご検討のうえ、答申いただきたく、理由を添えて諮問いたします。

諮問事項
　茂原市立小中学校の再編に関する基本的な考え方（次期茂原市学校再編基本計画の骨子）について

（諮問理由）
本市では、平成 29 年３月に学校再編に関する基本的な考え方を定めた「茂原市学校再編基本計画」を茂原市学校再編計画審議会からの答申に基づき策定しました。この基本計画をもとに、茂原市学校再編審議会からの答申に基づき平成 30 年３月に「茂原市学校再編第一次実施計画」を、令和４年１月に「茂原市学校再編第二次実施計画」を策定し、子供たちの教育環境を最優先に考えて学校再編に取り組んでまいりました。
このたび、令和７年度をもって「茂原市学校再編基本計画」の計画期間が満了となりますが、少子化等の影響により、今後も市内において小規模化が進行する小中学校が見込まれていることから、引き続き、子供たちの学びの質の向上を含めた、より良い教育環境を確保していく必要があります。
つきましては、これまでの学校再編の取組に対する評価を踏まえ、今後の本市における学校再編の考え方や進め方など、「次期学校再編基本計画の骨子」について、茂原市学校再編審議会において様々な角度からご検討くださるよう諮問いたします。

（２）答申書

令和７年８月 22 日

茂 原 市 教 育 委 員 会
教育長　富田　浩明　様

茂原市学校再編審議会
会　長　　中村　敏行

茂原市立小中学校の再編に関する基本的な考え方について（答申）

令和６年９月 20 日付け茂教総第 119 号で諮問のあった「茂原市立小中学校の再編に関する基本的な考え方（次期基本計画の骨子)」について、下記のとおり答申いたします。

記

１．これまでの学校再編の取組と今後の状況について

平成 29 年３月に策定された「茂原市学校再編基本計画」に基づいた９年間の取組により、統合を行った学校では一定の集団規模を確保することで、新たな人間関係を作り上げる力の育成や、多様な考えに触れ、互いに切磋琢磨する環境を確保することができました。また、統合に合わせた学校施設の大規模改修やスクールバスの導入などにより、子供たちが安心して学校生活を送ることができるように環境の整備が行われました。本納小学校と本納中学校では、施設一体型の利点を活かし、小学校と中学校の教員による相互乗り入れ授業や小学生と中学生の交流活動など、小中一貫教育の効果的な実施により、子供たちの学びの質の向上が図られました。

一方、令和７年度をもって当基本計画の計画期間が満了となる中、少子化等の影響により、今後も多くの学校で小規模化が進むことが見込まれています。現在、小規模となっている学校では、小規模校ならではの特長を生かしつつ、その課題を最小化するよう工夫して学校運営が行われています。今後の学校再編においては、これまでの取組や本市が実施している中学校区を単位とした小中一貫教育を踏まえた上で、国が推進する「令和の日本型学校教育」の実現に向け、個別最適な学びとともに協働的な学びを一体的に充実させいくことで、現代の学校教育に求められる教育環境を確保する取組を継続していく必要があります。

２．学校再編の考え方について

審議会では、これまでの取組を踏まえ、これまでも学校再編の基礎としていた「児童生徒の教育環境が最優先で、その上で地域や住民等に及ぼす影響について配慮が必要」との考え方を次期基本計画においても継承することとします。

そして、今後は１学年あたり１学級といった学校が増えていく状況を考慮して、充実した学びを展開するために必要な人数規模や、保護者や地域住民等との連携を一層重視する観点から審議を行い、学校再編の主な考え方を、以下のようにまとめました。

（１）教育環境の充実を最優先

・協働的な学びの充実が図れる環境の確保
・子供の発達段階等を考慮した検討
・通学に対する配慮（通学手段、通学距離、通学路の安全性）
・通学区域（学区）の検討
・小中一貫教育を推進する環境の整備

（２）再編にあたっての配慮

・地域協働の考え方を重視
・再編に関する情報の発信、提供
・環境の変化に対する適切な緩和策の実施
・学校の施設・設備の充実
・跡地活用等に関する関係部局との連携
・市行政の方向性との整合

３．学校再編の基本方針について

本市の小中学校の現状や今後の児童生徒数の推計、学校再編の考え方を踏まえ、基本方針を以下のようにまとめました。

（１）協働的な学びのための教育環境

・子供たちが、将来に必要な資質・能力を身に付けることができるよう、集団の中で多様な考えに触れ、協働的な学びの充実を図ることができる教育環境の確保を目指す。
・学校規模の適正化にあたっては、各学校で規模に応じた学校運営を工夫していることを考慮し、それぞれの学校や地域の状況等を総合的に検討する。

（２）地域協働による学校再編

・学校再編のプロセスに地域協働の考え方を導入し、市教育委員会と保護者・地域住民等とが、学校の目標やビジョン及び学校を取り巻く課題等を共有した上で、学校再編の検討を進める。
・学校規模の状況、学校が抱える課題への対応策や教育の活性化等について、平常時から定期的に懇談する場を設ける。

・小中一貫教育の推進を踏まえ、中学校区を基本とした枠組みで、学校再編や通学区域（学区）の検討を行う。

（３）教育施設等の充実

・児童生徒が安心して学習できるよう、統合校の施設・設備の改修に努める。

・再編により通学が遠距離になる児童生徒に対しては、スクールバスの導入など、通学手段を確保する。

・新しく通学路となる箇所を把握し、必要な整備を行うなど、通学における安全性を確保する。

・小中一貫教育の効果的な推進により、各学校や地域における教育力向上に努める。

４．学校規模ごとの基本的な方向性について

平成 27 年３月に市教育委員会が定めた「茂原市立小中学校の適正規模」は、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校教育の特質を踏まえて設定された学校規模です。学校では教育環境をより良くするために一定の規模を確保することが望ましいことから、現行の基本計画では、この「適正規模」を学校再編の“指標”としています。

しかしながら、今後、多くの学校で小規模化が見込まれている状況にあっては、今後の児童生徒数の見込みに加えて、学校運営の状況、地域との関係、学校の適正配置等を総合的に判断し、検討していくことが必要となります。

そのような状況においても、過度に小規模化することは望ましいものではなく、子供たちの学びの充実を図ることができる教育環境を確保するため、適切な時期に学校再編に取り組むことができるよう、“新たな指標”として、「許容できる学校規模の下限（許容規模）」を設定するものとします。この「許容規模」は、現代の学校教育の視点、子供の発達段階の特性等の視点、学校運営の視点、市民アンケート調査の結果等から総合的に判断し、学校生活の基盤である学級の人数にも着目して設定したものです。

なお、複式学級については、教育上の課題が極めて大きいことから、これまで同様、速やかな統廃合が望ましいことに変わりはありません。

許容できる学校規模の下限（許容規模）	
小学校	各学年１学級で、１学級１５人程度 （全校児童９０人程度）

許容できる学校規模の下限（許容規模）	
中学校	各学年２学級 かつ 全教科で教員を配置できる規模を目安とする

以上のことを踏まえ、原則として以下のとおりとします。

（１）小学校

全体の学級数・児童数		基本的な方向性
１～５学級		複式学級の解消のために、速やかに統廃合を検討する。
６学級	学級１５人未満 （全校児童数９０人未満）	統廃合を検討する。
	学級１５人以上 （全校児童数９０人以上）	学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。課題が大きい場合には、統廃合を検討する。
７～１１学級		学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。
１２学級～		

（２）中学校

全体の学級数	基本的な方向性
１～２学級	複式学級の解消のために、速やかに統廃合を検討する。
３～５学級	クラス替えができず、教員を配置できない教科があるため、統廃合を検討する。
６～８学級	教職員の配置や学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。課題が大きい場合には、統廃合を検討する。
９学級～	

５．学校再編の進め方について

近年、子供たちを取り巻く環境が急速に変化し、学校が抱える課題の複雑化・多様化が進んでいます。このような状況下での課題解決にあたっては、地域住民等との連携・協働により対応することが推奨されています。

このことから、学校再編の取組に地域協働の考え方を導入し、学校関係者が学校を取り巻く状況や課題などについて、定期的に懇談を行う中で、学校再編の適否や小規模化の課題解決に向けた支援策等を検討していくような仕組みを構築することが望まれます。

そして、この地域協働の仕組みにより、保護者・地域住民等と学校が一体となって、「どのような学校で、どのような子供を育てていくのか」という学校の目標やビジョンを共有し、地域と一体となった学校づくりを進めていくことで、学校が統合した後においても、地域で学校を見守っていく体制が維持・強化されるものと考えます。

ついては、今後は以下のようにして、具体的な学校再編の検討・立案を進めるものとします。

（１）地域協働による取組

・学校再編の検討にあたっては、市教育委員会と保護者・地域住民等とが、それぞれの役割及び責務の下、十分な協議と理解に基づき合意形成を図っていく、“地域協働”によって取り組む。

（２）中学校区を枠組みとした地域懇談会

・中学校区を枠組みとした地域懇談会を、日頃から定期的に開催し、学校関係者が学校の目標やビジョンを共有し、学校が抱える課題への対応策・支援策の検討や、小規模校における教育の充実方策等について懇談できる場を設ける。

（３）合意に基づく実施計画

・地域懇談会の中で、学校統合が必要と判断された際には、地域の検討会議等による合意を経て「実施計画」を策定する。

６．通学区域（学区）の検討について

本市の学区編成には、小学校から中学校に進学する際に、複数の中学校に分かれる小学校があります。このような状況は、小・中学校の円滑な接続や、小中一貫教育の推進の観点から望ましい形ではないことから、学校再編の取組と併せて検討していく必要があります。

通学区域（学区）の検討にあたっては、従来の学区が変更になることで、児

童生徒の通学条件に新たな課題が生じる可能性があることや、地域コミュニティのつながりが分断されることがないよう配慮する必要があるなど、それぞれの地域に存する多様かつ複雑な課題やニーズに対応していく必要があります。

また、児童生徒数の推計では、今後、多くの学校で児童生徒の減少が見込まれており、このような状況下において、学校の小規模化の解消のみを目的として通学区域（学区）の検討を行うことは、学校規模の平準化を図ることはできるものの、長期的な視点でみると、複数の学校が小規模化してしまう懸念があることにも十分な留意が必要です。

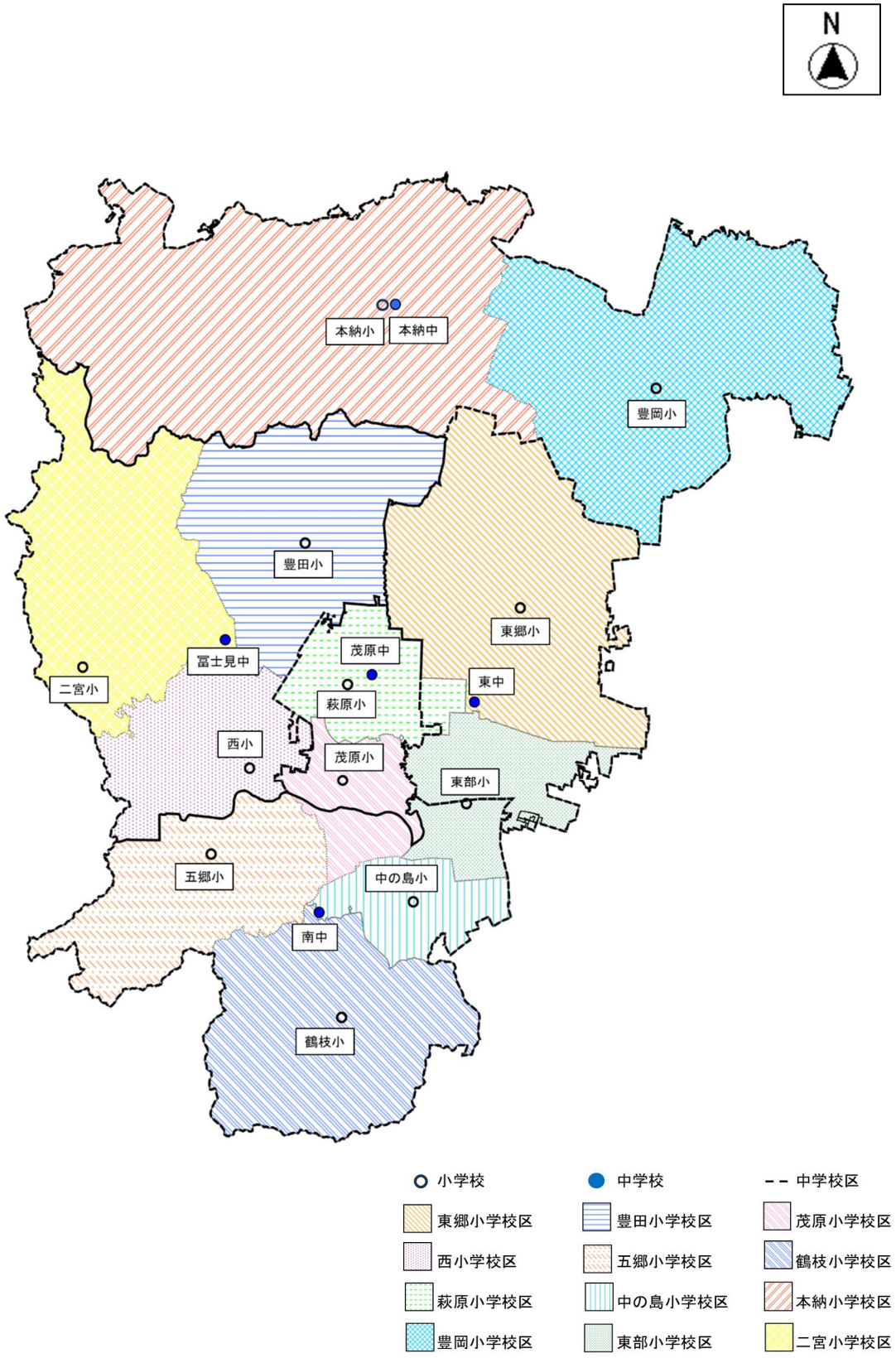
このことから、通学区域（学区）についても、地域協働による十分な協議と理解の中で検討していくことが望ましいと考えます。

７．その他

これまでの審議を踏まえ、本市の学校教育等に関して、以下のとおり、要望することとします。

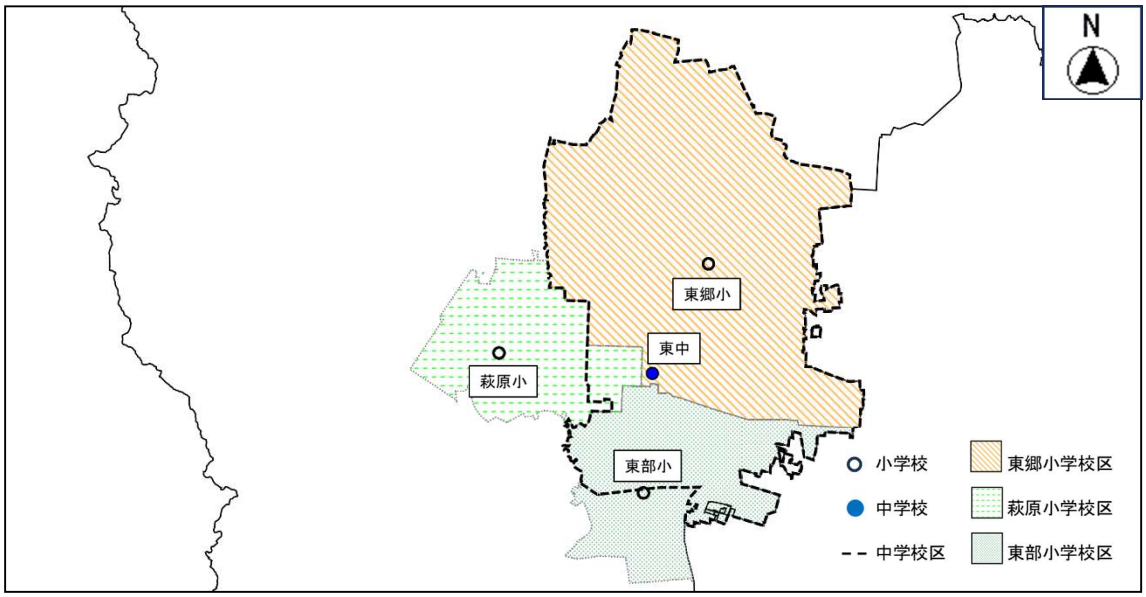
- 地域協働による取組を進めるにあたっては、教職員の負担が増加することがないよう留意すること。また、地域協働の仕組みが定着するよう努めること。
- 学童クラブの充実など、地域における子育て支援策の推進について、関係機関と連携を図ること。なお、統合校においては児童生徒数が増加することから、特に留意すること。

４．各小中学校の概要


N
本納小
本納中
豊岡小
豊田小
東郷小
冨士見中
茂原中
二宮小
東中
萩原小
西小
茂原小
東部小
五郷小
中の島小
南中
鶴枝小
小学校
中学校
中学校区
東郷小学校区
豊田小学校区
茂原小学校区
西小学校区
五郷小学校区
鶴枝小学校区
萩原小学校区
中の島小学校区
本納小学校区
豊岡小学校区
東部小学校区
二宮小学校区

（１）東中学校区

①学校の配置



・東部小学校区の就学指定中学校は東中学校と南中学校に分かれています。
・図の萩原小学校区の一部（東側）では、就学指定中学校は東中学校のところ茂原中学校を選択できます。

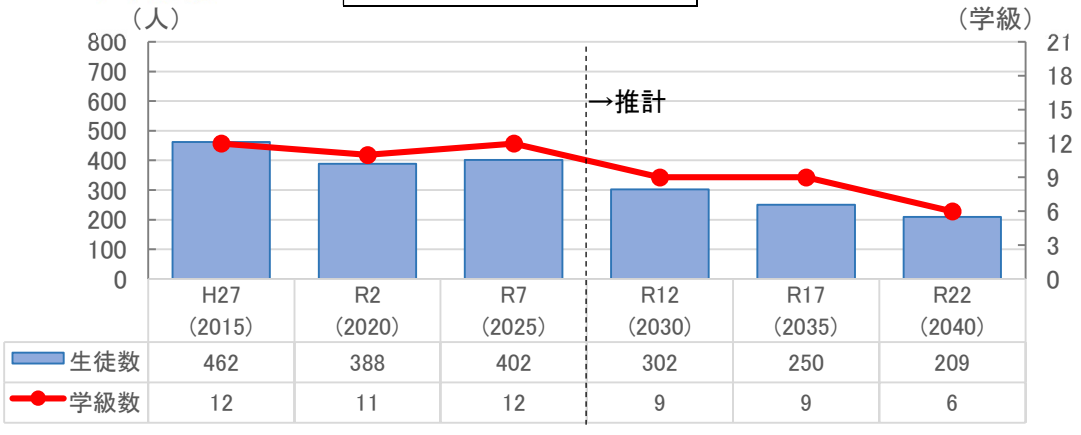
②学校概要

東中学校

所在地	茂原市東郷 301 番地
敷地面積	26,393 ㎡
施設延床面積	6,200 ㎡
普通教室等	19 室
特別教室等	理科室(2)、音楽室(2)、美術室、技術室、家庭科室(2)、図書室、教育相談室、体育館、柔剣道場、プール



生徒数及び学級数の推移　最大 H2 年(1990) 700 人



	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
生徒数	462	388	402	302	250	209
学級数	12	11	12	9	9	6

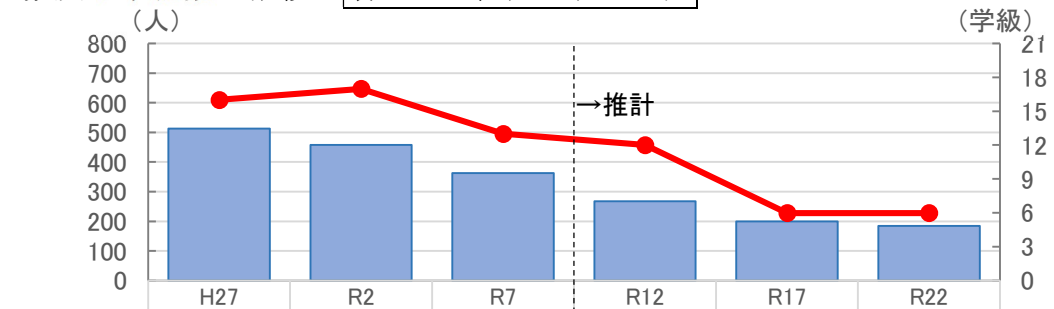
※学校概要の教室数等は「令和８年度公立学校施設台帳」を基にしています。
※特別教室等における（ ）内の数字は教室数を表しています。

東郷小学校

所在地	茂原市谷本 142 番地
敷地面積	17,188 ㎡
施設延床面積	4,767 ㎡
普通教室等	21 室
特別教室等	理科室、音楽室、家庭科室、外国語室、図書室、教育相談室、体育館、プール



児童数及び学級数の推移　最大 H8 年(1996) 721 人



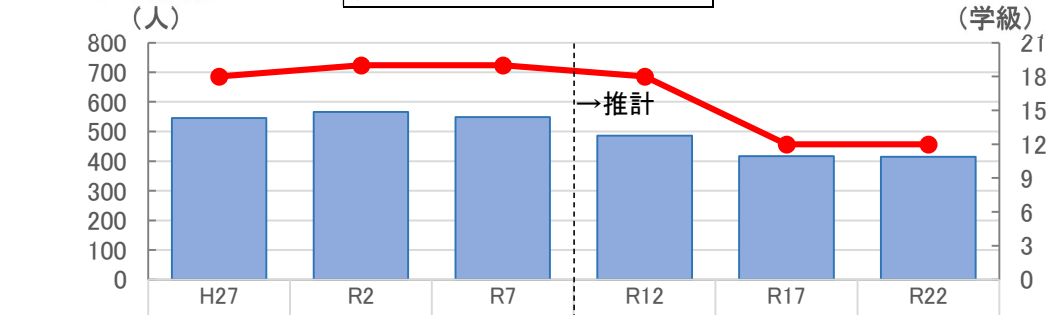
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	513	458	363	268	199	184
学級数	16	17	13	12	6	6

東部小学校

所在地	茂原市東部台１丁目９番地１
敷地面積	23,681 ㎡
施設延床面積	4,751 ㎡
普通教室等	26 室
特別教室等	理科室、音楽室、家庭科室、図書室、教育相談室(2)、体育館、プール



児童数及び学級数の推移　最大 H17 年(2005) 640 人



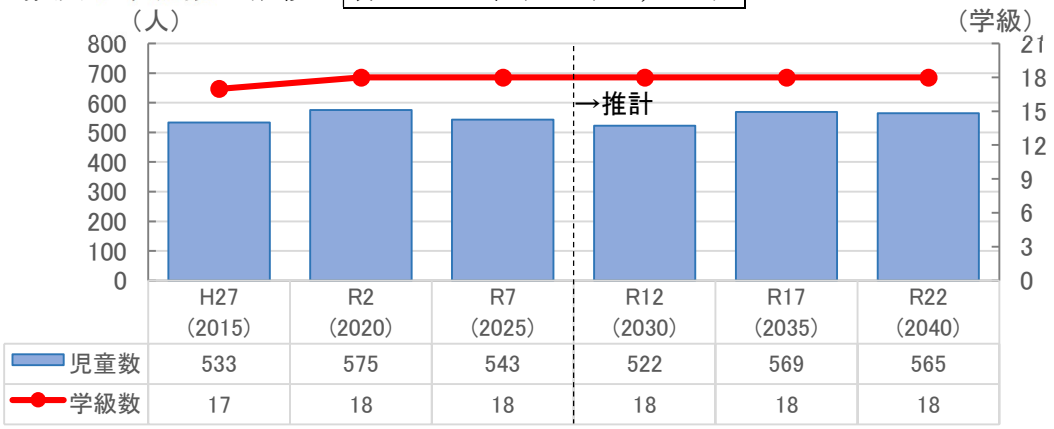
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	545	566	549	486	417	415
学級数	18	19	19	18	12	12

（萩原小学校）

所在地	茂原市萩原町１丁目 17 番地
敷地面積	23,141 ㎡
施設延床面積	6,160 ㎡
普通教室等	28 室
特別教室等	理科室、音楽室、家庭科室、図書室、教育相談室、体育館、プール



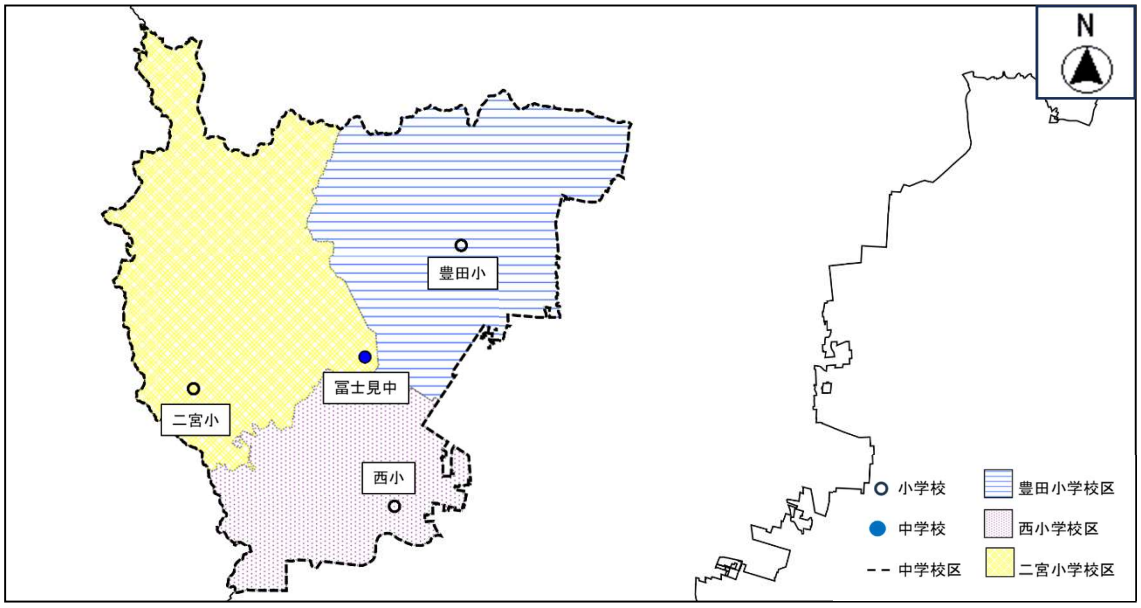
児童数及び学級数の推移　最大 S57 年(1982) 1,061 人



	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	533	575	543	522	569	565
学級数	17	18	18	18	18	18

（２）冨士見中学校区

①学校の配置

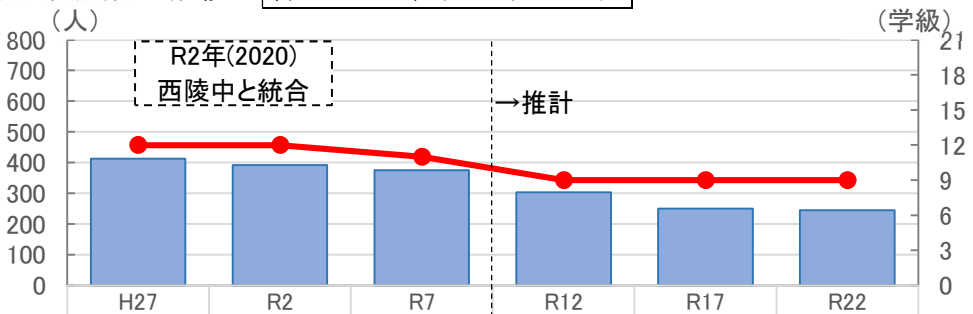


②学校概要

冨士見中学校	
所在地	茂原市押日 1468 番地
敷地面積	39,689 ㎡
施設延床面積	7,387 ㎡
普通教室等	21 室
特別教室等	理科室(2)、音楽室(2)、美術室、技術室(2)、家庭科室(2)、PC 室、図書室、教育相談室、進路資料・指導室、体育館、柔剣道場、プール



生徒数及び学級数の推移　最大 S63 年(1988) 859 人



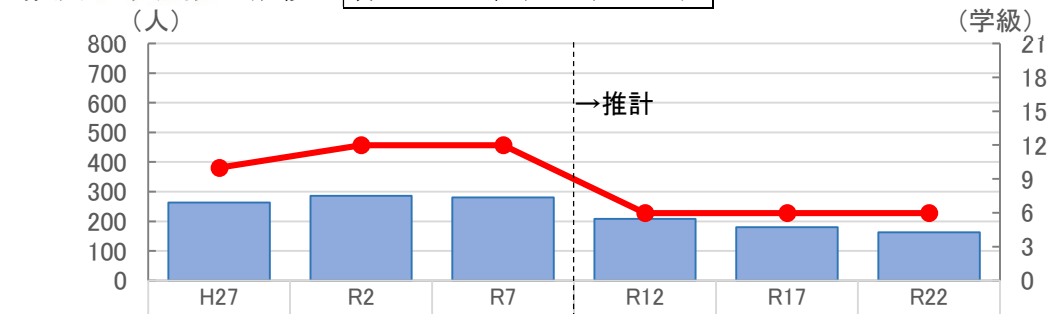
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
生徒数	413	392	375	303	250	245
学級数	12	12	11	9	9	9

豊田小学校

所在地	茂原市長尾 156 番地
敷地面積	26,031 ㎡
施設延床面積	4,085 ㎡
普通教室等	16 室
特別教室等	理科室、音楽室、図画工作室、家庭科室、PC 室、図書室、体育館、プール



児童数及び学級数の推移　最大 S58 年(1983) 535 人



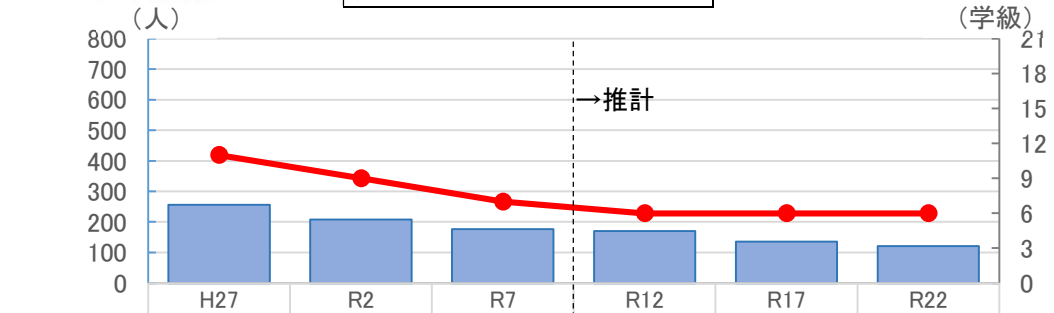
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	263	286	280	208	180	163
学級数	10	12	12	6	6	6

西小学校

所在地	茂原市茂原 1229 番地 1
敷地面積	18,835 ㎡
施設延床面積	4,700 ㎡
普通教室等	15 室
特別教室等	理科室、音楽室、図画工作室、家庭科室、外国語室、図書室、教育相談室(2)、体育館、プール



児童数及び学級数の推移　最大 S50 年(1975) 547 人



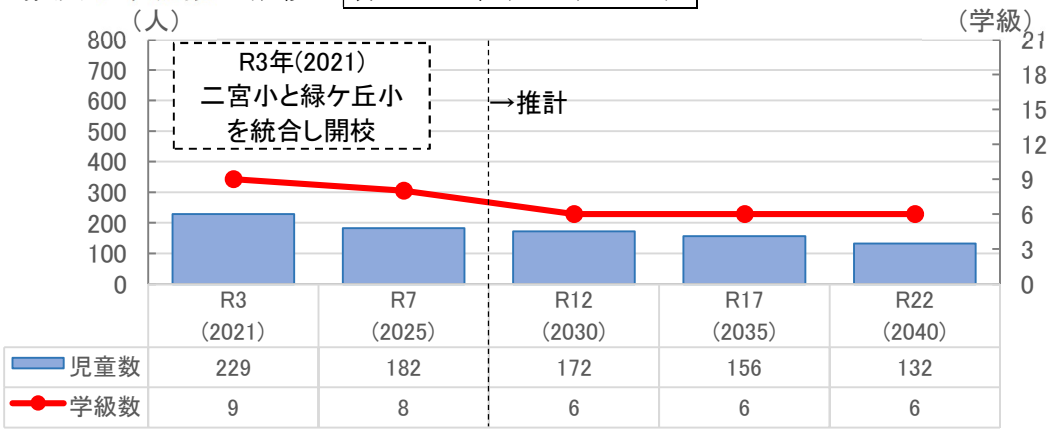
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	256	208	176	170	136	121
学級数	11	9	7	6	6	6

二宮小学校

所在地	茂原市緑ケ丘 4 丁目 38 番地
敷地面積	25,959 ㎡
施設延床面積	5,617 ㎡
普通教室等	15 室
特別教室等	理科室、音楽室、図画工作室、家庭科室、外国語室、PC 室、図書室、体育館、プール



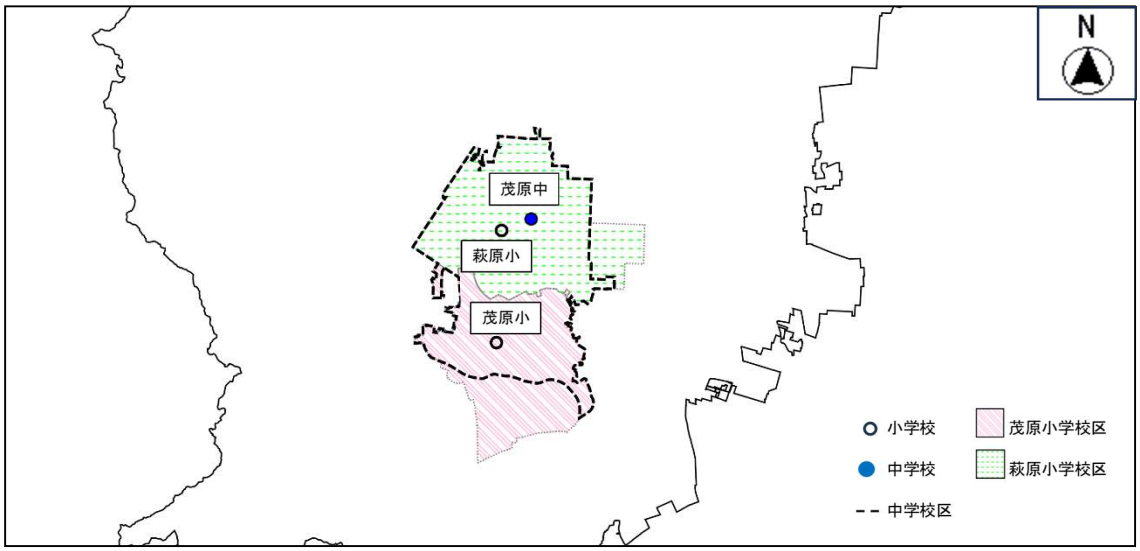
児童数及び学級数の推移　最大 R3 年(2021) 229 人



	R3 (2021)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	229	182	172	156	132
学級数	9	8	6	6	6

（３）茂原中学校区

①学校の配置



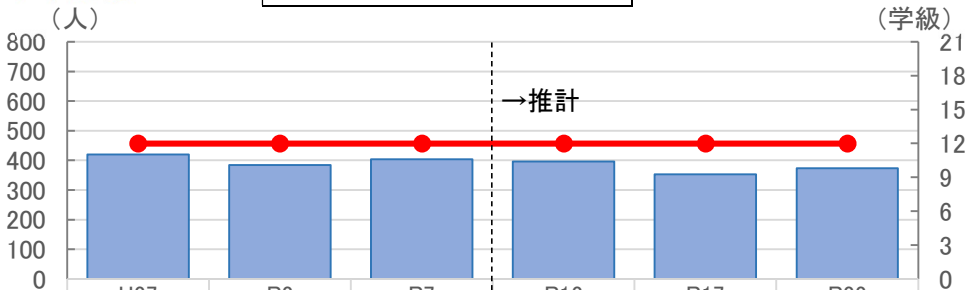
・茂原小学校区の就学指定中学校は茂原中学校と南中学校に分かれています。
・図の萩原小学校区の一部（東側）では、就学指定中学校は東中学校のところ茂原中学校を選択できます。

②学校概要

茂原中学校	
所在地	茂原市押日 1468 番地
敷地面積	44,598 ㎡
施設延床面積	7,751 ㎡
普通教室等	18 室
特別教室等	理科室(2)、音楽室、美術室、技術室、家庭科室(2)、PC 室、図書室、特別活動室、教育相談室、体育館、柔剣道場、プール



生徒数及び学級数の推移　最大 S52 年(1977) 706 人



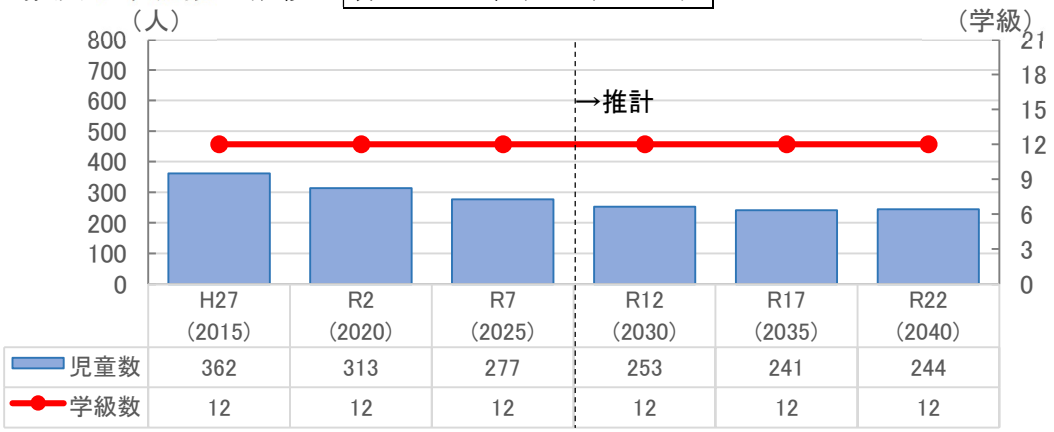
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
生徒数	420	384	404	396	353	373
学級数	12	12	12	12	12	12

茂原小学校

所在地	茂原市茂原 614 番地
敷地面積	17,089 ㎡
施設延床面積	5,729 ㎡
普通教室等	23 室
特別教室等	理科室、音楽室、家庭科室、外国語室、図書室、体育館、プール



児童数及び学級数の推移　最大 S54 年(1979) 963 人



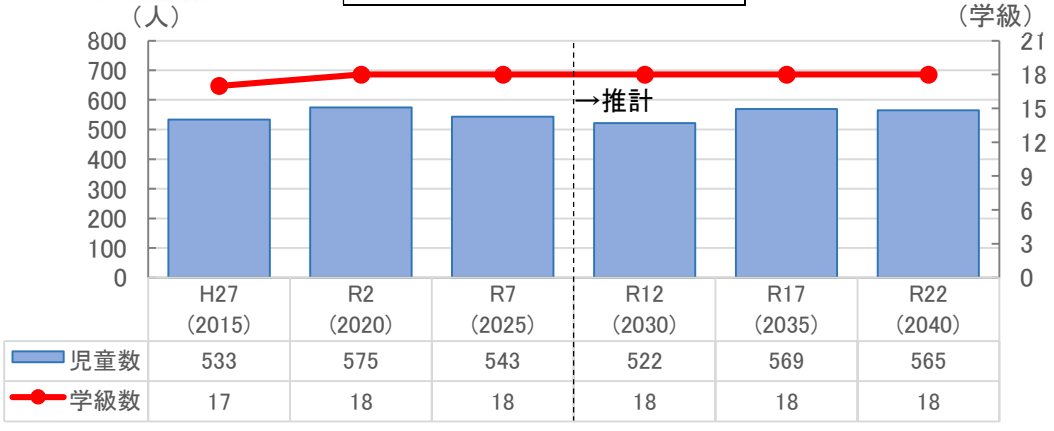
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	362	313	277	253	241	244
学級数	12	12	12	12	12	12

萩原小学校

所在地	茂原市萩原町 1 丁目 17 番地
敷地面積	23,141 ㎡
施設延床面積	6,160 ㎡
普通教室等	28 室
特別教室等	理科室、音楽室、家庭科室、図書室、教育相談室、体育館、プール



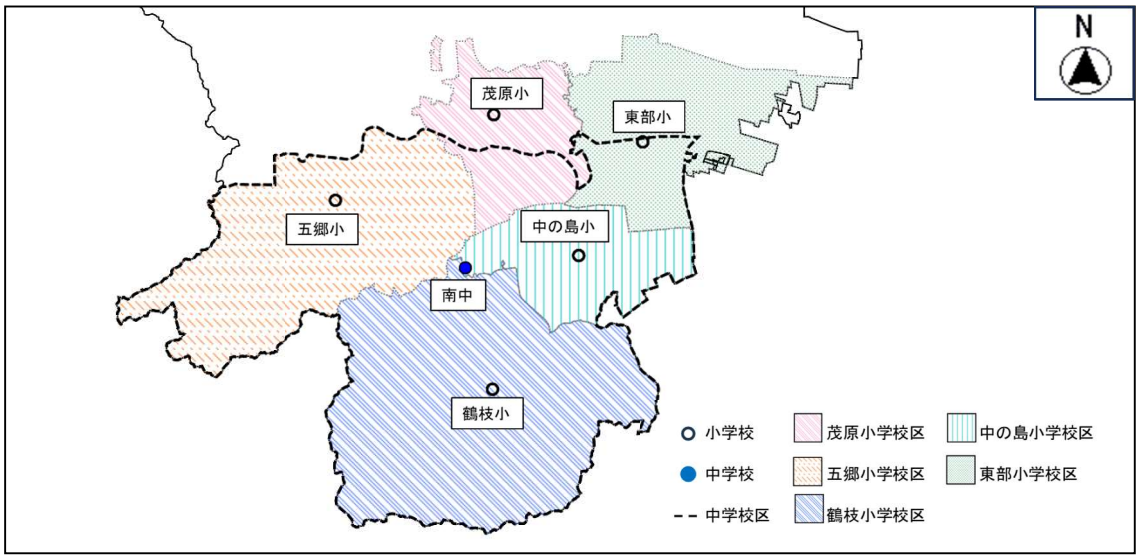
児童数及び学級数の推移　最大 S57 年(1982) 1,061 人



	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	533	575	543	522	569	565
学級数	17	18	18	18	18	18

（４）南中学校区

①学校の配置



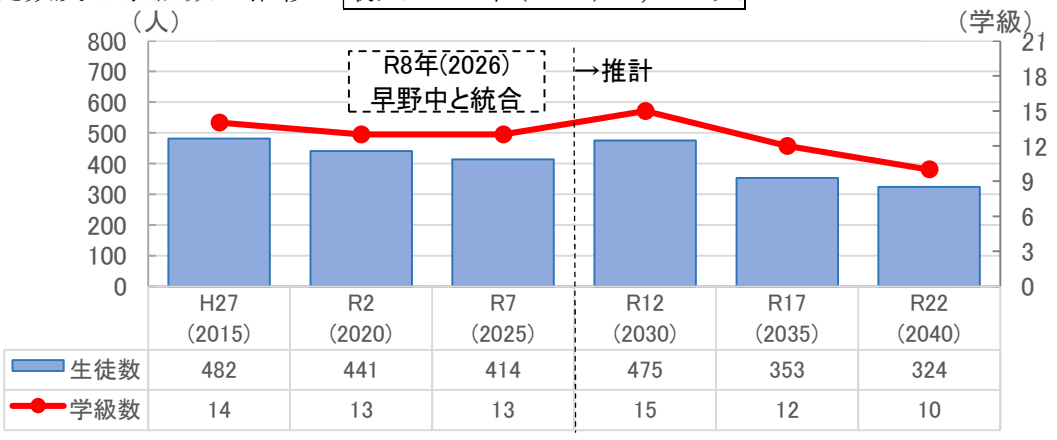
・茂原小学校区の就学指定中学校は茂原中学校と南中学校に分かれています。
・東部小学校区の就学指定中学校は東中学校と南中学校に分かれています。

②学校概要

南中学校	
所在地	茂原市下永吉 1185 番地 2
敷地面積	83,940 ㎡
施設延床面積	9,309 ㎡
普通教室等	21 室
特別教室等	理科室(2)、音楽室(2)、美術室、技術室(2)、家庭科室(2)、PC 室、図書室、特別活動室、教育相談室、体育館、柔剣道場、プール



生徒数及び学級数の推移　最大 S56 年(1981) 1,189 人



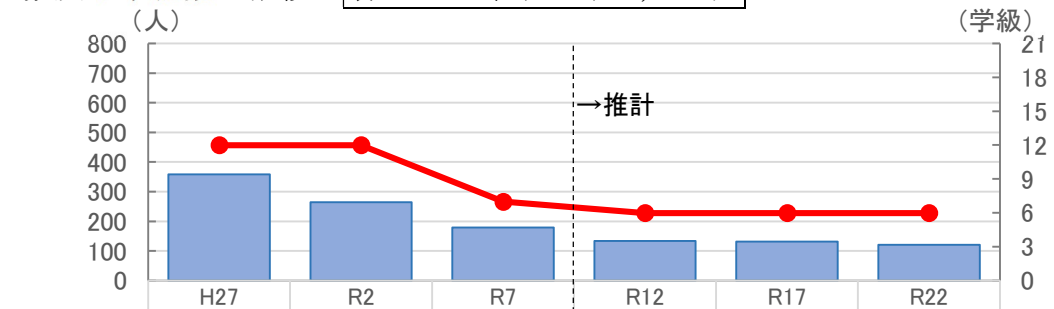
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
生徒数	482	441	414	475	353	324
学級数	14	13	13	15	12	10

五郷小学校

所在地	茂原市綱島 1185 番地
敷地面積	18,801 ㎡
施設延床面積	5,085 ㎡
普通教室等	17 室
特別教室等	理科室、生活科室、音楽室、図画工作室、家庭科室、外国語室、図書室、体育館、プール



児童数及び学級数の推移　最大 S58 年(1983) 1,180 人



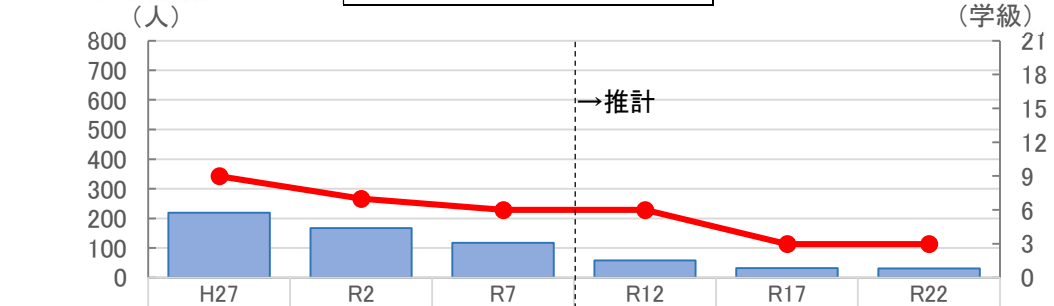
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	358	264	179	134	132	121
学級数	12	12	7	6	6	6

鶴枝小学校

所在地	茂原市上永吉 955 番地
敷地面積	11,696 ㎡
施設延床面積	3,912 ㎡
普通教室等	14 室
特別教室等	理科室、音楽室、家庭科室、外国語室、教育相談室、体育館、プール



児童数及び学級数の推移　最大 S59 年(1984) 541 人



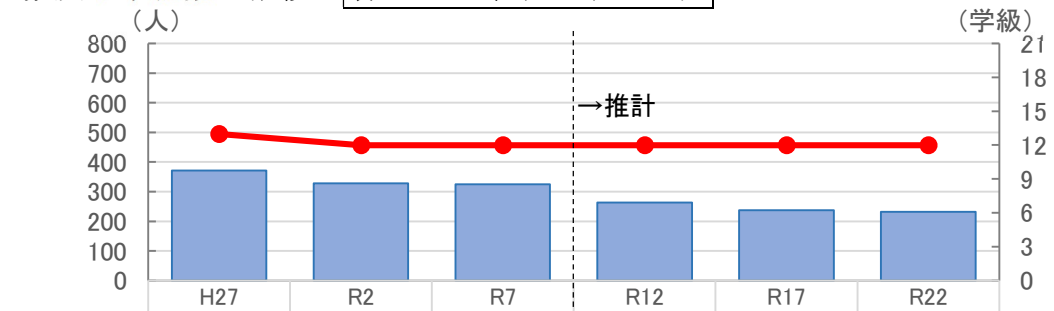
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	219	167	118	58	32	31
学級数	9	7	6	6	3	3

中の島小学校

所在地	茂原市中の島 451 番地
敷地面積	17,733 ㎡
施設延床面積	4,772 ㎡
普通教室等	19 室
特別教室等	理科室、音楽室、図画工作室、家庭科室、外国語室、図書室、教育相談室、体育館



児童数及び学級数の推移　最大 S56 年(1981) 862 人



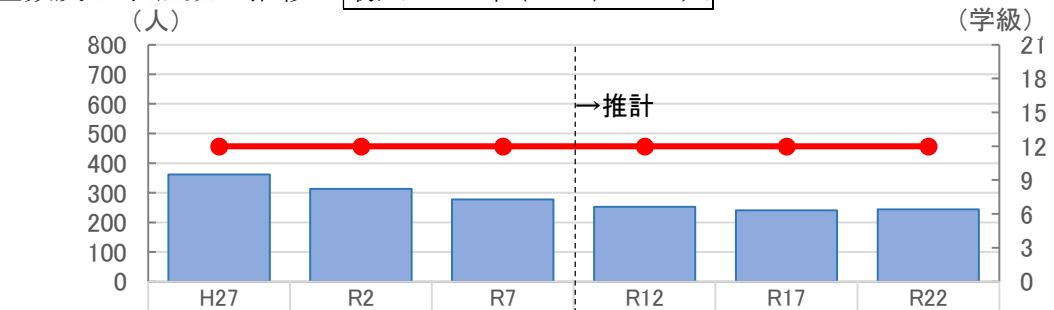
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	371	328	325	263	237	232
学級数	13	12	12	12	12	12

（茂原小学校）

所在地	茂原市茂原 614 番地
敷地面積	17,089 ㎡
施設延床面積	5,729 ㎡
普通教室等	23 室
特別教室等	理科室、音楽室、家庭科室、外国語室、図書室、体育館、プール



児童数及び学級数の推移　最大 S54 年(1979) 963 人



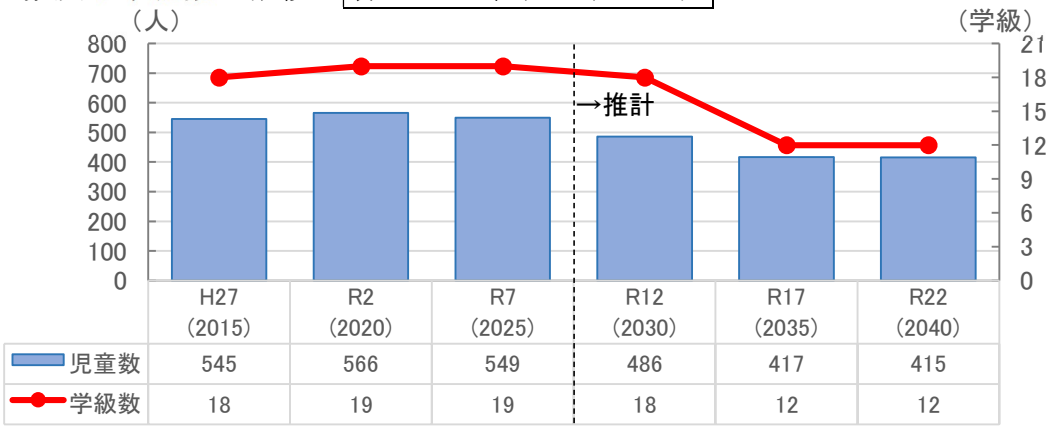
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	362	313	277	253	241	244
学級数	12	12	12	12	12	12

（東部小学校）

所在地	茂原市東部台１丁目９番地１
敷地面積	23,681 ㎡
施設延床面積	4,751 ㎡
普通教室等	26 室
特別教室等	理科室、音楽室、家庭科室、図書室、教育相談室(2)、体育館、プール



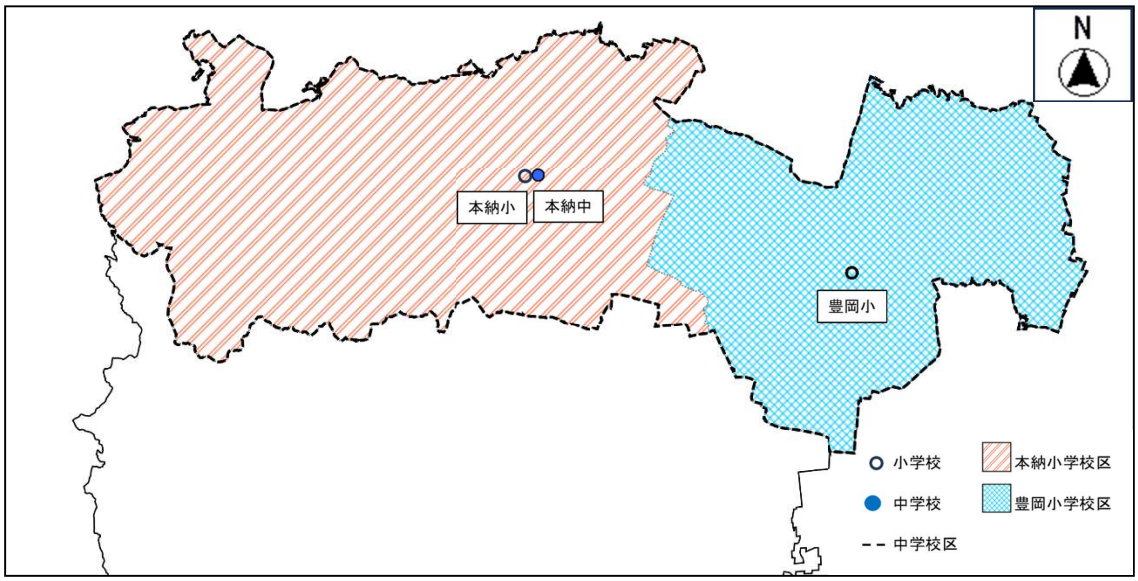
児童数及び学級数の推移　最大 H17 年(2005) 640 人



	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	545	566	549	486	417	415
学級数	18	19	19	18	12	12

（５）本納中学校区

①学校の配置

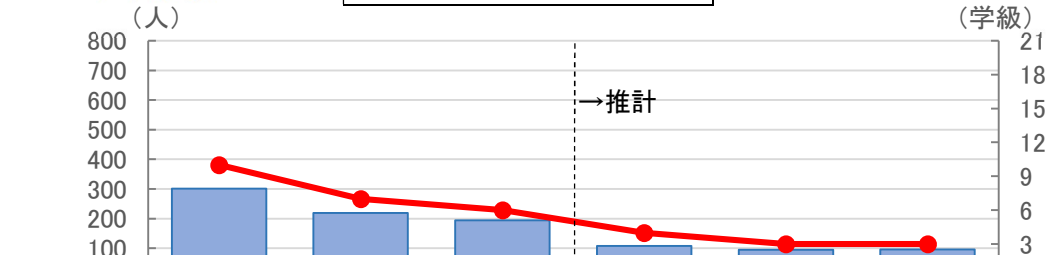


②学校概要

本納中学校	
所在地	茂原市本納 1623 番地
敷地面積	16,739 ㎡
施設延床面積	6,217 ㎡
普通教室等	15 室
特別教室等	理科室(2)、音楽室、美術室、技術室、家庭科室(2)、外国語室、図書室、教育相談室、進路資料・指導室、体育館、柔剣道場



生徒数及び学級数の推移　最大 H10 年(1998) 565 人



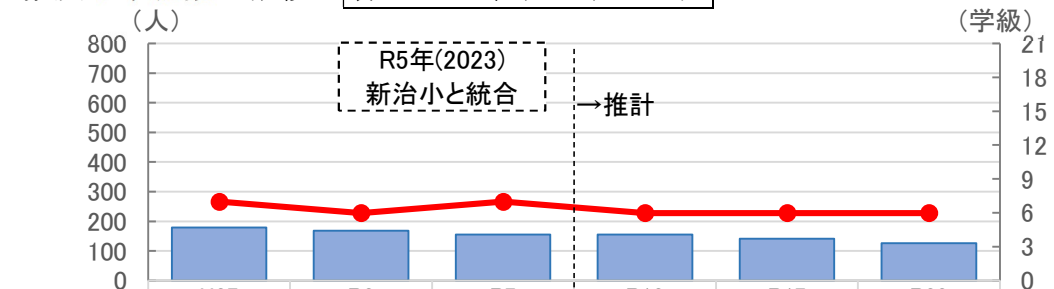
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
生徒数	301	219	194	108	95	96
学級数	10	7	6	4	3	3

本納小学校

所在地	茂原市本納 1623 番地
敷地面積	8,929 ㎡
施設延床面積	1,054 ㎡
普通教室等	8 室
特別教室等	本納中学校と共用



児童数及び学級数の推移　最大 S54 年(1979) 438 人



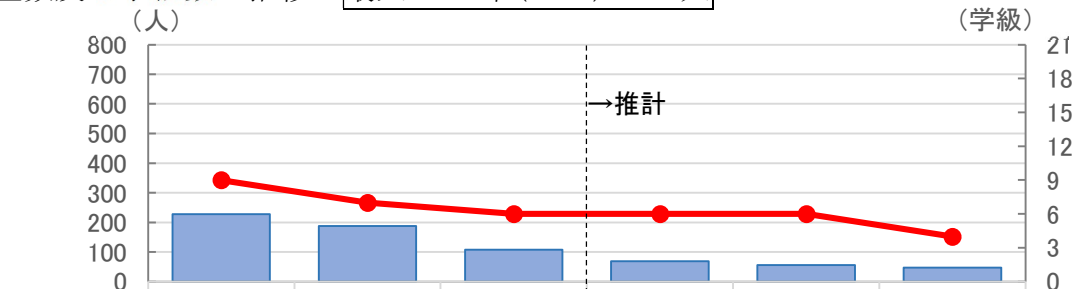
	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	179	168	155	155	141	126
学級数	7	6	7	6	6	6

豊岡小学校

所在地	茂原市弓渡 255 番地
敷地面積	18,540 ㎡
施設延床面積	3,717 ㎡
普通教室等	10 室
特別教室等	理科室、音楽室、図画工作室、家庭科室、外国語室、図書室、特別活動室、体育館、プール



児童数及び学級数の推移　最大 H10 年(1998) 391 人



	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
児童数	228	188	108	69	56	47
学級数	9	7	6	6	6	4

５．市民アンケート調査の概要

（１）実施概要

回答期間：令和６年 12 月５日（木）～12 月 22 日（日）

配 付 数：①各小中学校の児童生徒

・小学校の児童	3,425 人
・中学校の生徒	1,911 人
	合計 5,336 人

②就学前の児童

・保育所（園）の園児	779 人
・幼稚園の園児	254 人
・認定こども園の園児	774 人
・上記以外の就学前児童の保護者	599 人
	合計 2,406 人

③地域住民（自治会長） 235 人

総計 7,977 人

回 答 数：2,165 件

回 答 率：42.7％　※回答率は、１家庭１回答であるため〔回答数÷アンケート配付数〕とは異なる。

（２）アンケート用紙

茂原市立小中学校の再編に関するアンケート調査　ご協力のお願い

茂原市教育委員会では、子供たちにとってより良い教育環境を確保するため、平成 29 年３月に「茂原市学校再編基本計画」を策定し、学校再編の取組を進めています。

現在の学校再編基本計画は令和７年度をもって満了となりますが、今後も少子化等による児童生徒数の減少によって小規模化する学校が見込まれていることから、引き続き、子供たちの将来を考え、学びの質の向上を含めたより良い教育環境を確保していく必要があります。

そこで、市教育委員会では、次期学校再編基本計画の策定に向けて、「茂原市学校再編審議会」を開催し調査審議をしており、その資料とするため、小・中学校の保護者、就学前児童の保護者及び地域住民の方々に対し、アンケートを実施することといたしました。

皆さまにおかれましては、以下に記載した現状を把握していただき、率直な意見を伺いたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

令和６年 12 月

茂原市教育委員会

１．これまでの学校再編の取組によって得られたもの

茂原市教育委員会では、学校再編に関する基本的な考え方を定めた「茂原市学校再編基本計画」に基づき、具体的な学校再編を進めるため平成 30 年３月に「茂原市学校再編第一次実施計画」を、令和４年１月に「茂原市学校再編第二次実施計画」を策定し、学校再編の取組を進めてきました。

〇学校再編の基本方針

・適正規模の維持
・再編後の教育施設等の充実
・通学手段・安全性の確保

〇第一次実施計画の内容（計画期間：平成 29 年度～令和２年度）

・西陵中学校と冨士見中学校の統合（令和２年４月１日統合）
・二宮小学校と緑ケ丘小学校の統合（令和３年４月１日統合）

〇第二次実施計画の内容（計画期間：令和３年度～令和７年度）

・本納小学校と新治小学校の統合（令和５年４月１日統合）
・本納小学校と豊岡小学校の統合
・南中学校と早野中学校の統合

これまでの取組により、一定の集団規模を確保することで、クラス替えができるようになったり、部活動の選択肢が増えるなど、新たな人間関係を作り上げる力の育成や多様な意見に触れることができる機会を確保することができました。また、統合後も児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、統合校の校舎やトイレ・エアコン等の施設設備、通学路の整備を行いました。統合により遠距離通学となる児童にはスクールバスを導入し、通学の負担を軽減しました。

なお、本納小学校と本納中学校では、施設一体型の小中一貫教育を実施しています。小学校高学年を中心に中学校教員が専門性を生かした授業を行ったり、小学校教員が中学生にきめ細かな学習指導を行ったりする相互乗り入れ授業や、交流活動を行うことで、義務教育９年間を貫くより質の高い教育を目指しています。

２．小規模校のメリットと課題について

（１）学級数が少ない（児童生徒数が少ない）学校の主なメリット

○児童生徒が意見や感想を発表できる機会が多くなる

○一人一人がリーダーを務める機会が多くなる

○教職員が児童生徒一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導などのきめ細かな指導が行いやすい

○運動場や体育館、特別教室などの利用調整が行いやすい

・・・など

（２）学級数が少ない（児童生徒数が少ない）ことによる主なデメリット

○クラス替えができず、児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい

○体育科の球技や音楽科の合唱のような集団学習の実施に制約が生じる

○多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しくなる

★学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなる

・児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる

・グループ別指導、習熟度別指導等の多様な指導方法をとることが困難となる

・・・など

３．茂原市の児童生徒数について

令和６年度の小学生は 3,425 人、中学生は 1,911 人で、それぞれ昭和６０年頃のピーク時での半分以下に減少しており、今後も減少が続くものと見込まれています。

令和６年５月１日時点で茂原市立小中学校の適正規模を満たす学校は、小学校が 12 校中６校（東部小、萩原小、東郷小、中の島小、豊田小、茂原小）、中学校が６校中４校（茂原中、南中、冨士見中、東中）となっています。

茂原市立小中学校の適正規模（平成 27 年３月策定）

小学校　１２学級以上１８学級以下（１学年２～３学級）
中学校　　９学級以上１８学級以下（１学年３～６学級）
※ただし、特別支援学級の学級数は含まない。

≪茂原市教育委員会が適正規模を定めた理由≫

○小中学校ともすべての学年においてクラス替えを可能とする。

○学習活動の特質に応じて学級を超えた集団の編成ができる。

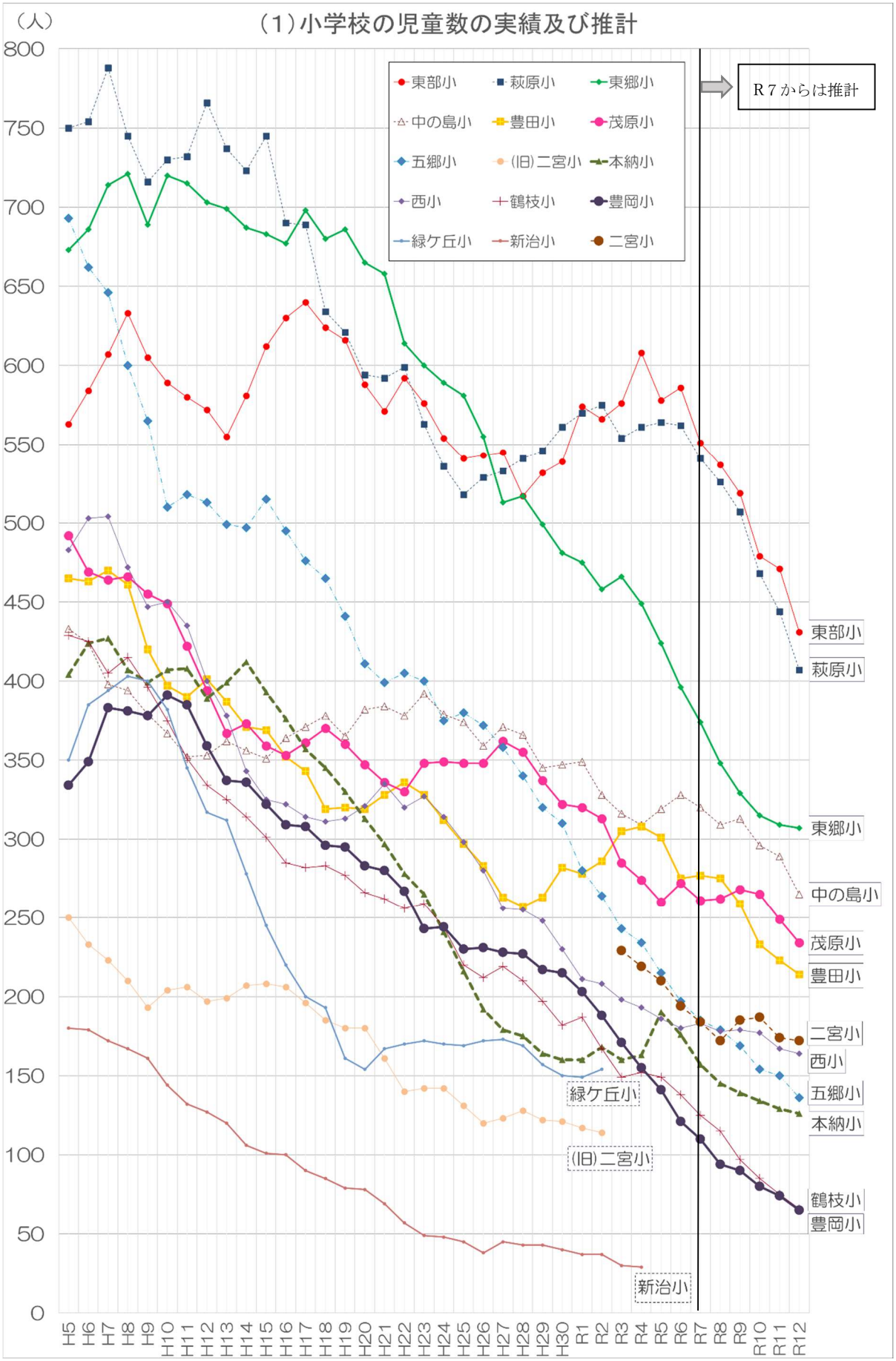
○同学年に複数教員を配置できるようにする。

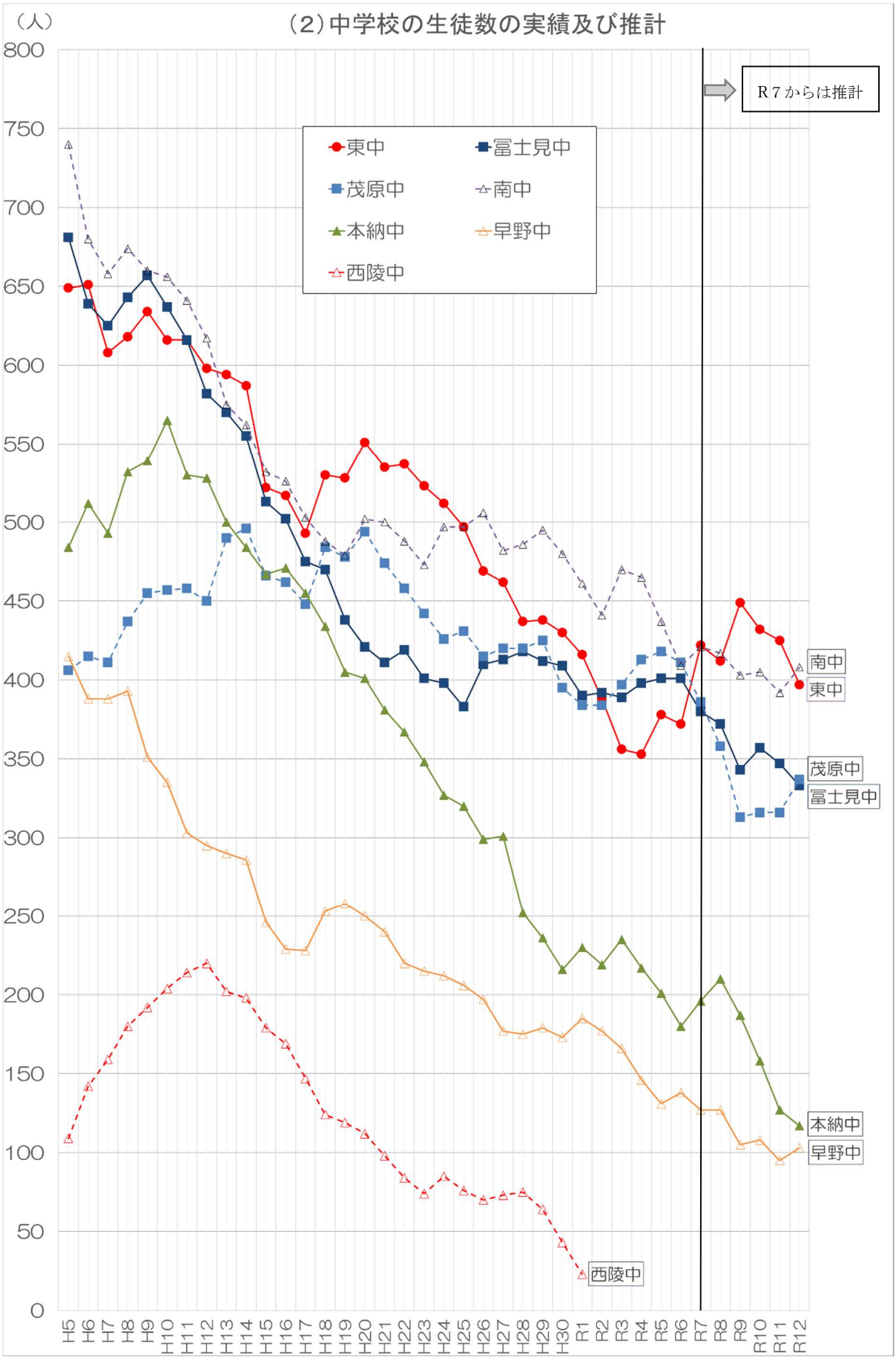
○中学校では、教員の免許外指導をなくす。

現在、適正規模を満たしていない学校では小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するよう学校運営を工夫しています。しかし、現代の学校教育では、多様な価値観に触れさせることが重要になってきており、過度な小規模化は様々な課題が顕著になりやすく、望ましいものではありません。そのため、茂原市学校再編審議会では、「適正規模」については「望ましい学校規模」として継承するものの、「学校統合はやむを得ない」と考える規模を新たに設定する必要があるか検討しています。子供たちの将来を考え、より良い教育環境を確保するため、アンケートにご協力ください。

４．茂原市立小中学校の児童生徒数の実績及び推計について

次の表は、学校ごとの児童生徒数の 30 年間の実績と令和 12 年度までの推計を表したものです。




（人）
（2）中学校の生徒数の実績及び推計
800
750
700
650
600
550
500
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
R７からは推計
東中
富士見中
茂原中
南中
本納中
早野中
西陵中
南中
東中
茂原中
富士見中
本納中
早野中
西陵中
H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12

茂原市立小中学校の再編に関するアンケート調査

回答方法について
次の方法で12月22日（日）までに回答をお願いします。
・右の二次元コードをスマートフォン等で読み取り回答する。
（二次元コードから回答しても、個人のメールアドレス等が外部に流出することはありませんが、送信の際に通信料が発生します。）
※アンケートは、１家庭につき１回答でお願いします。

回答期間終了

お問い合わせ先：茂原市教育委員会教育総務課　学校再編推進室　TEL 20-1557

Ｑ１　あなたについて伺います。該当するものすべてに○をつけてください。

１．未就学の子供がいる保護者
２．小学校に通学している子供がいる保護者
３．中学校に通学している子供がいる保護者
４．自治会長

Q2へ

→4のみに○をつけた方は、Q3にお進みください。

Ｑ２　Ｑ１で１～３に○をつけた方に伺います。あなたの世帯には、中学生以下のお子様が何人いますか。該当するものを１つ選んで○をつけてください。

１．１人
２．２人
３．３人
４．４人
５．５人
６．その他（　　人）

Ｑ３　あなたが、お住いの学校区を伺います。該当するものを１つ選んで○をつけてください。

１．東郷小学校区
２．豊田小学校区
３．茂原小学校区Ａ（中学校は茂原中学校）
４．茂原小学校区Ｂ（中学校は南中学校）
５．西小学校区
６．五郷小学校区
７．鶴枝小学校区
８．萩原小学校区Ａ（中学校は茂原中学校）
９．萩原小学校区Ｂ（中学校は東中学校）
10．中の島小学校区
11．本納小学校区
12．豊岡小学校区
13．東部小学校区Ａ（中学校は東中学校）
14．東部小学校区Ｂ（中学校は南中学校）
15．二宮小学校区
16．わからない

Ｑ４　茂原市では今後、少子化等の影響により、児童生徒数の減少が見込まれており、適正規模を満たさない学校の増加が懸念されています。一定の学校規模を確保するためには、学校同士を統合することも考えられます。

あなたは、小学校において学校統合はやむを得ないと考えるのはどの程度の規模になった時ですか。あなたの考えに最も近いものを１つ選んで○をつけてください。

１．クラス替えができない学年が生じたとき
２．全学年でクラス替えができなくなったとき
３．全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 20 人程度になったとき
４．全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 15 人程度になったとき
５．全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 10 人程度になったとき
６．複式学級[i]が生じたとき
７．児童数が極めて少なくなっても、統合はしない

[i] 児童生徒数が極めて少ない場合、複数の学年（例えば５年生と６年生）を合わせて１つの学級とするもの。

Ｑ５　あなたは、中学校において学校統合はやむを得ないと考えるのはどの程度の規模になった時ですか。あなたの考えに最も近いものを１つ選んで○をつけてください。

１．３学級未満の学年が生じたとき
２．全学年が２学級となったとき
３．クラス替えができない学年が生じたとき
４．全学年でクラス替えができなくなったとき
５．全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 20 人程度になったとき
６．全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 15 人程度になったとき
７．全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 10 人程度になったとき
８．複式学級が生じたとき
９．生徒数が極めて少なくなっても、統合はしない

Ｑ６　あなたは、学校統合を検討することになった場合、配慮してほしい点は何ですか。あなたの考えにあてはまるもの上位３つ以内に○をつけてください。

１．保護者や地域住民への適切な情報提供と十分な協議
２．統合後の学校における教育活動の充実
３．環境の変化による児童生徒への影響の対応
４．自宅から学校までの距離や通学時間
５．児童生徒の通学手段や通学道路の安全確保
６．統合後の学校の建物や施設の整備
７．学童クラブの設置など地域子育て支援の充実
８．地域の拠点機能（避難所など）の継承や跡地の活用による地域活性化
９．学校の伝統や地域文化の継承
10. その他（　　）

Ｑ７　茂原市では、子供たちへより質の高い教育を提供することができるよう、中学校区ごとに小学校と中学校が互いに協力して、９年間の連続性を大切にし、目指す子供像を共有する小中一貫教育に取り組んでいます。

あなたは、小学校と中学校の９年間において、どのような教育に重点をおき、教育活動の充実に取り組んでほしいと考えますか。あてはまるもの上位３つ以内に○をつけてください。

１．コミュニケーション能力や対人関係能力を育む教育
２．自ら調べ、自ら学ぶ、問題解決力を育む教育
３．公共心や思いやり、豊かな心を育む教育
４．国や郷土等の伝統や文化を学び、ふるさとを愛する教育
５．自然や環境と社会の在り方を学ぶ環境教育
６．体力づくりや健康な心身を育む教育
７．豊かな情操や感性を育む芸術教育
８．自己の生き方や職業の理解を深めるキャリア教育
９．タブレットパソコンなどの活用や情報活用能力を育む教育
10．外国語の習得や国際理解を深める教育
11．その他　（　　）

Ｑ８　その他、学校再編に関する意見があればご自由にお書きください。

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

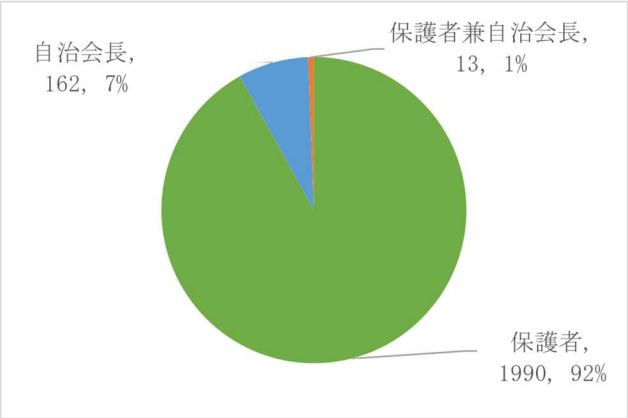
（３）集計結果

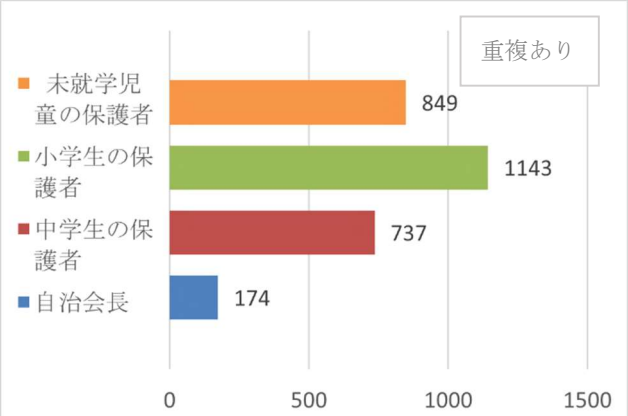
「茂原市立小中学校の再編に関するアンケート調査」集計結果

対 象 者：各小中学校の児童生徒の保護者
就学前児童の保護者
地域住民（自治会長）
回答期間：令和６年 12 月５日から 22 日まで（18 日間）

１．回答者の属性

（１）回答者





※少数点以下四捨五入。（以下同様）

回答者の詳細

回答内容の詳細	回答数
未就学の子供がいる保護者	461
未就学の子供がいる保護者;小学校に通学している子供がいる保護者	303
未就学の子供がいる保護者;小学校に通学している子供がいる保護者;中学校に通学している子供がいる保護者	55
未就学の子供がいる保護者;中学校に通学している子供がいる保護者	29
小学校に通学している子供がいる保護者	494
小学校に通学している子供がいる保護者;中学校に通学している子供がいる保護者	280
中学校に通学している子供がいる保護者	368
自治会長	162
未就学の子供がいる保護者;小学校に通学している子供がいる保護者;自治会長	1
小学校に通学している子供がいる保護者;自治会長	7
小学校に通学している子供がいる保護者;中学校に通学している子供がいる保護者;自治会長	3
中学校に通学している子供がいる保護者;自治会長	2
計	2165

（2）世帯における中学生以下の人数

世帯内の中学生以下の人数	回答数
１人	916
２人	783
３人	237
４人	41
５人	7
その他	19
計	2003

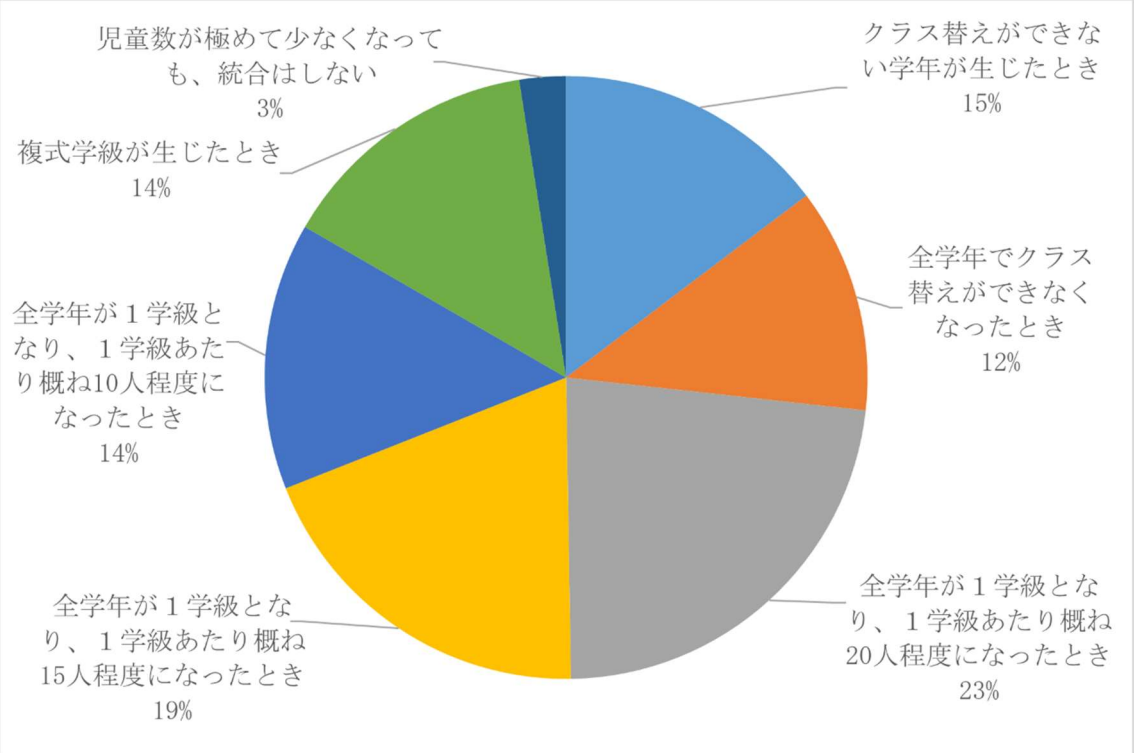
（3）回答者が居住している学校区

学校区		回答数
1	東郷小学校区	214
2	豊田小学校区	171
3	茂原小学校区 A（中学校は茂原中学校）	125
4	茂原小学校区 B（中学校は南中学校）	78
5	西小学校区	134
6	五郷小学校区	113
7	鶴枝小学校区	111
8	萩原小学校区 A（中学校は茂原中学校）	307
9	萩原小学校区 B（中学校は東中学校）	17
10	中の島小学校区	252
11	本納小学校区	117
12	豊岡小学校区	73
13	東部小学校区 A（中学校は東中学校）	152
14	東部小学校区 B（中学校は南中学校）	130
15	二宮小学校区	141
16	わからない	30
計		2165

２．学校再編の考え方、配慮すること

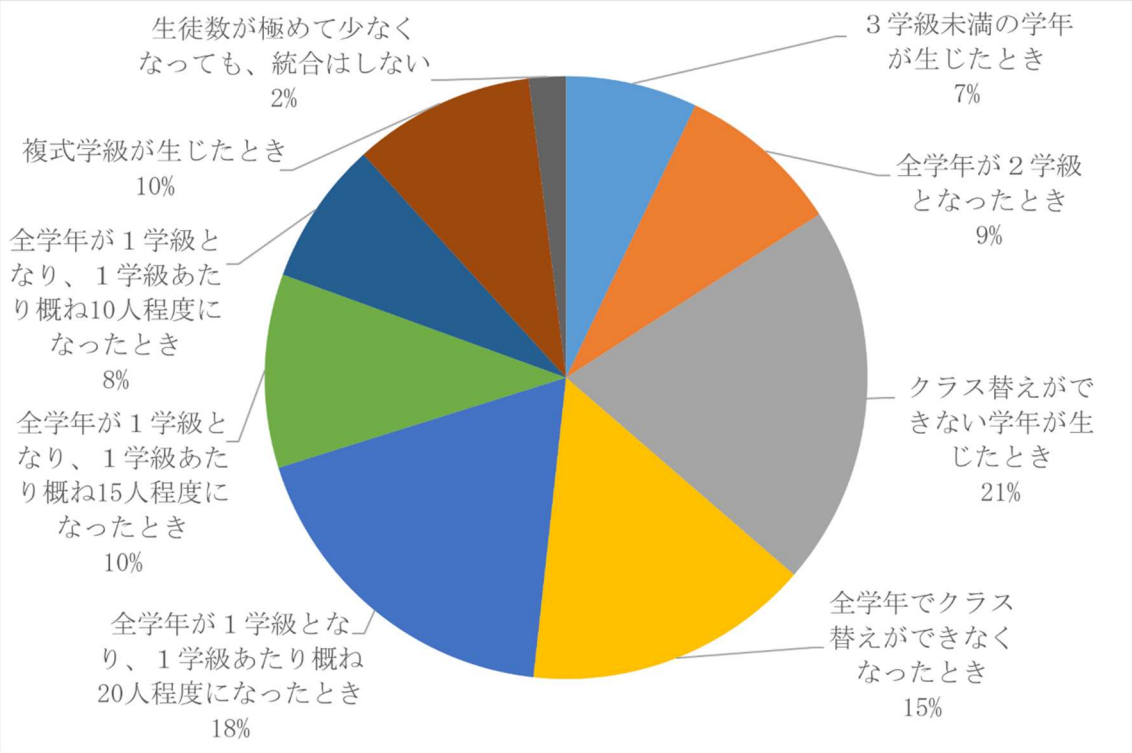
（１）小学校において学校統合はやむを得ないと考える規模

【小学校】学校統合はやむを得ないと考える規模		回答数
1	クラス替えができない学年が生じたとき	318
2	全学年でクラス替えができなくなったとき	261
3	全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 20 人程度になったとき	498
4	全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 15 人程度になったとき	417
5	全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 10 人程度になったとき	310
6	複式学級が生じたとき	307
7	児童数が極めて少なくなっても、統合はしない	54
計		2165



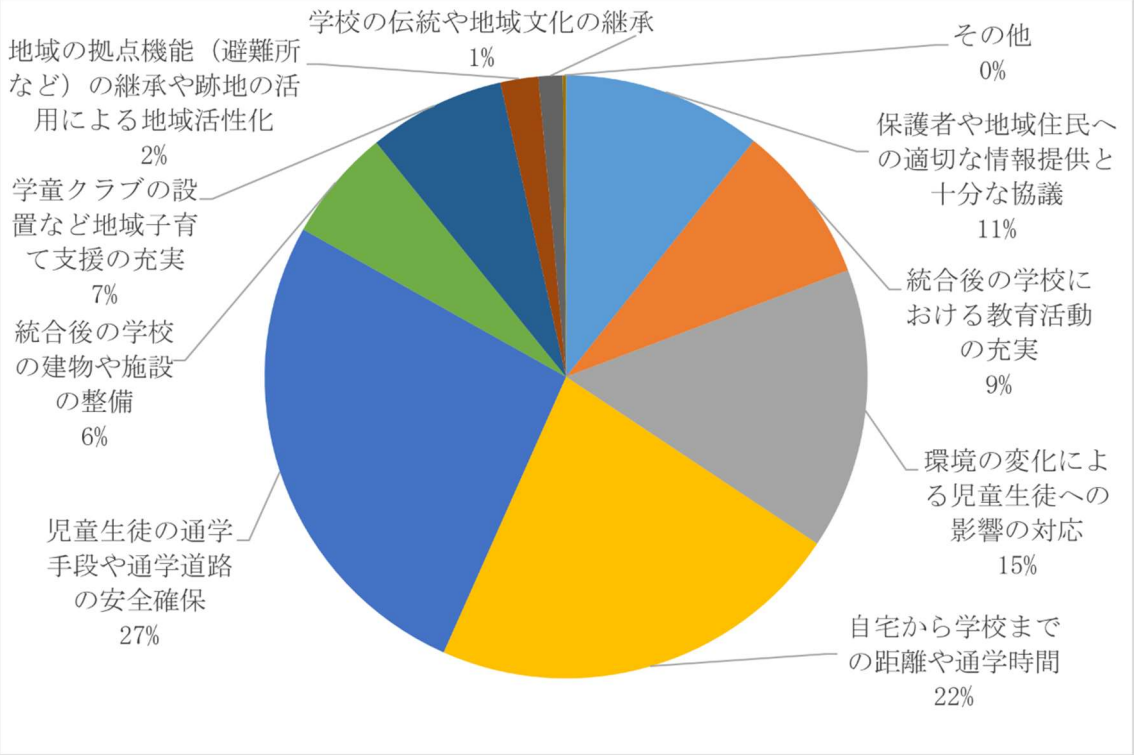
（２）中学校において学校統合はやむを得ないと考える規模

【中学校】学校統合はやむを得ないと考える規模		回答数
1	３学級未満の学年が生じたとき	153
2	全学年が２学級となったとき	191
3	クラス替えができない学年が生じたとき	443
4	全学年でクラス替えができなくなったとき	333
5	全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 20 人程度になったとき	399
6	全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 15 人程度になったとき	225
7	全学年が１学級となり、１学級あたり概ね 10 人程度になったとき	167
8	複式学級が生じたとき	211
9	生徒数が極めて少なくなっても、統合はしない	43
計		2165



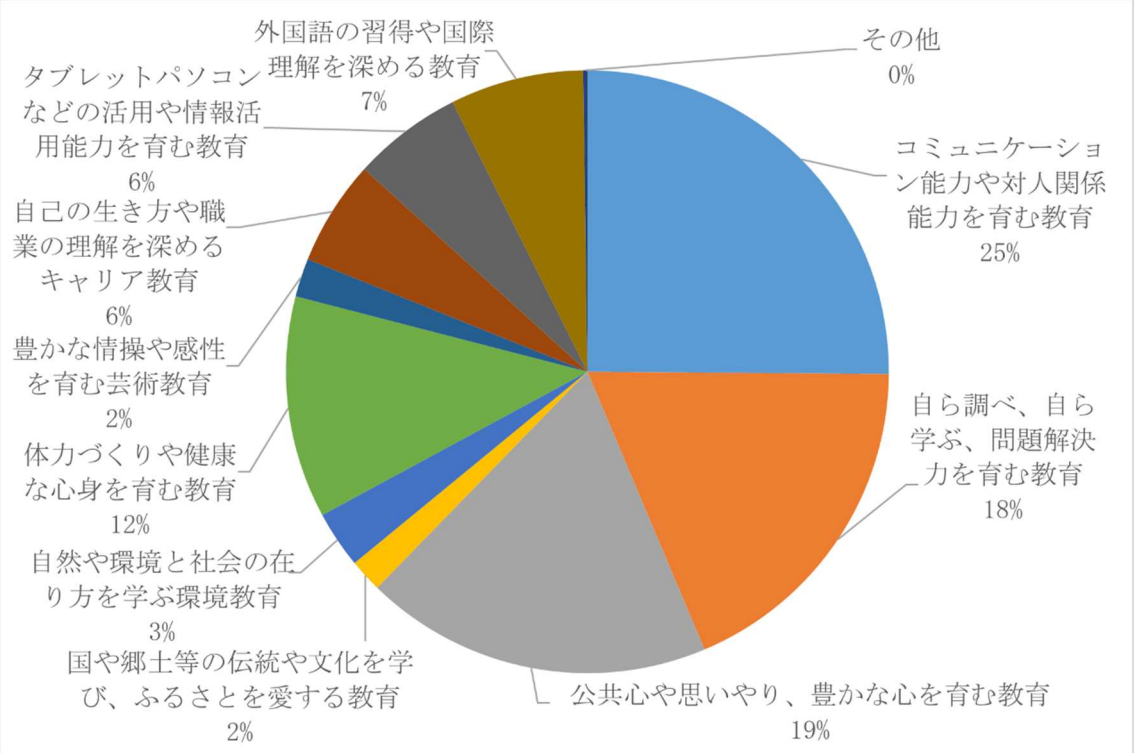
（３）学校統合を検討する場合に配慮してほしい点（上位３つ以内）

配慮してほしい点		回答数
1	保護者や地域住民への適切な情報提供と十分な協議	653
2	統合後の学校における教育活動の充実	521
3	環境の変化による児童生徒への影響の対応	921
4	自宅から学校までの距離や通学時間	1363
5	児童生徒の通学手段や通学道路の安全確保	1616
6	統合後の学校の建物や施設の整備	368
7	学童クラブの設置など地域子育て支援の充実	449
8	地域の拠点機能（避難所など）の継承や跡地の活用による地域活性化	124
9	学校の伝統や地域文化の継承	79
10	その他	11
計		6105



３．小中一貫教育における望む教育活動（上位３つ以内）

どのような教育活動の充実に取り組んでほしいか		回答数
1	コミュニケーション能力や対人関係能力を育む教育	1562
2	自ら調べ、自ら学ぶ、問題解決力を育む教育	1152
3	公共心や思いやり、豊かな心を育む教育	1159
4	国や郷土等の伝統や文化を学び、ふるさとを愛する教育	110
5	自然や環境と社会の在り方を学ぶ環境教育	190
6	体力づくりや健康な心身を育む教育	741
7	豊かな情操や感性を育む芸術教育	128
8	自己の生き方や職業の理解を深めるキャリア教育	351
9	タブレットパソコンなどの活用や情報活用能力を育む教育	366
10	外国語の習得や国際理解を深める教育	445
11	その他	14
計		6218



４．その他、学校再編に関する意見（自由記述）

298 件の意見をカテゴリーごとに分類

【学校再編に関すること】

肯定的意見	・学校再編は必要　・やむを得ない　・クラス替えは必要 ・競争心を持たせる（切磋琢磨できる）　・早めの段階で統合を実施 ・９年間同じメンバーは避けたい　・多くの人と交流させるべき ・複式学級は避けたい　・統合によって、子供たちにより良い環境になることを望む ・中心部への集約は必要　・財政状況を考慮し、長期的な展望を持つ ・部活動の充実
否定的意見	・できるだけ存続させたい　・大人数が良いとは限らない ・小規模校のメリットを考慮してほしい　・特認校として存続 ・地域で遊ぶことが必要
その他	・再編のルールが必要　・統合時期を決めて、迅速に行う ・再編後の課題や目指す姿を示してほしい ・統合のデメリットに配慮してほしい ・個々が生活しやすい環境づくり　・統合には十分な協議が必要 ・先を見越した統合計画の策定を望む

【学区見直し、学校選択に関すること】

・自由に学校を選べる、他校を選択できるようにしてほしい
・１つの中学校区の中に２つの小学校区があるので統一してほしい
・学区を見直して児童数の偏りを緩和

【環境変化への対応に関すること】

・統合後の子供たちへのより細かな対応（心のケア）
・子供たちの負担に対する対応策を明示してほしい
・統合前と変化しないように教育方針の統一
・統合に向けた施設見学や交流の実施

【特別支援や不登校への対応に関すること】

・集団生活が苦手な子が通う学校や施設の設置
・配慮が必要な子の支援、福祉部門との連携
・不登校対策として学校・学級を選択できるようにしてほしい

【統合時の通学道路、スクールバスの導入に関すること】

・通学道路の安全確保（歩道整備、表示板設置）
・通学距離や時間への配慮　・通学手段としてスクールバスを導入してほしい
・バス利用による体力低下の対策をしてほしい

【学校施設や駐車場の充実に関すること】

・グラウンドの水はけ、地震や水害対策の実施　　・施設維持費への配慮
・古い校舎や施設の老朽化対策（新設など）　　・施設の充実（再編以外の学校も）
・送迎や行事参観の駐車場の確保　　・教育現場への予算拡充

【学童クラブに関すること】

・学童クラブの充実、確実な受け入れ体制　　・対象年齢の拡大　　・学校内に設置・整備

【跡地の活用に関すること】

・跡地を有効活用してほしい

【情報提供や公開・意見収集に関すること】

・情報提供や公開　　・これまでの問題の説明　　・理解と信頼を得られる話し合いの実施
・子どもの意見を聞く　　・アンケートで意見収集

【教職員に関すること】

・教職員等を多く配置　　・教職員の質の向上　　・教職員の負担を軽減、教職員のゆとり
・先生方がリードし、思いやりの指導をしてほしい

【特色ある教育、学力向上に関すること】

・課外授業や特化した教育の実施・充実　　・習熟度別教育　　・英語教育の充実
・学校ごとの特色　　・学力向上　　・市の方針を明示
・民間の水泳スクール活用

【小中一貫教育に関すること】

・一貫教育に賛同　　・一貫教育に疑問　　・一貫教育も検討して学校再編
・一貫教育のための学区編制　　・一貫教育校での成果を生かす
・幼児教育からの一体的な方針　　・一貫教育にする際には十分な広さを確保

【都市計画、地域活性化、人口増の政策に関すること】

・地域活性化、子育て支援、人口増の取組　　・都市計画と合わせた学校再編

【その他】

・外国人への対応　　・統合時の経済的補助　　・部活動の地域移行
・ICT を活用しての学校間交流　　・必要な学習を提供　　・学校行事等の充実
・楽しい学校づくり　・国や家族を愛する心を育成　　・給食の充実
・将来を見据えた施策　　・伝統の継承
・古い考えの見直し　　・全員の意見を聞くことは難しい

６．計画（案）に対するパブリックコメントの概要

・意見の募集期間　　令和８年６月１日（月）から６月 30 日（火）

・意見の受付人数及び件数　　０人　０件

７．計画（案）に対するこどもの意見聴取の概要

・意見の募集期間　　令和８年６月１日（月）から６月 30 日（火）

・意見の受付人数及び件数　　８人　８件

・意見の概要とそれに対する市教育委員会の考え方

	いただいた意見の概要	市教育委員会の考え方
１	学校の再編はかまわないが、学級の人数が多くなって教員が一人一人を見られないのは困ります。また、学級の人数が少なくなっても教員の数を減らさないでほしい。	一つの学級の児童生徒数は法令で定められています。また、配置される教員数も法令で定められており、学級数等により千葉県教育委員会が配置します。
２	私の学校では、１学級の人数が少なすぎるので、早急に統合を考えてほしい。	本計画では、学校再編の指標として許容できる学校規模の下限（許容規模）を設定し、学校規模ごとの方向性を示しています。 ＜Ⅲ．６参照＞
３	学校で子供の数が少ないことは、社会性が育たないことにつながると思う。低学年の時期から多くの子供に触れあうことができるようにしてほしい。	本計画では、子供たちが将来に必要な資質・能力を身に付けることができるよう、集団の中で多様な考えに触れ、協働的な学びの充実を図ることができる教育環境の確保を目指しています。 ＜Ⅲ．３、４参照＞
４	統合で通学距離が長くなる場合には、低学年の子供の負担が大きくなるため、スクールバスを必須として、通学費補助制度も作ってほしい。	本計画では、学校再編により通学が遠距離になる児童生徒に対しては、スクールバスの導入など、通学手段を確保するとしています。 ＜Ⅲ．４参照＞ なお、茂原市には、中学生で片道６キロメートル以上の距離から学校に通学する生徒に対する通学補助費を支給する制度があります。

5	学校によって児童生徒の人数に偏りがあるので、学区の見直しもある程度は必要ではないか。	本計画では、通学区域の検討にあたっては、児童生徒の通学条件、地域コミュニティのつながりなど、それぞれの地域において留意すべき事項があることから、地域協働による十分な協議と理解の中で検討していくこととしています。 ＜Ⅲ．９参照＞ なお、学校の小規模化の解消のみを目的とした学区の見直しでは、長期的な視点で考えた場合には、複数の学校が小規模化してしまうことが懸念されます。
6	とても良いと思う。	学校規模の適正化・適正配置の取組を推進し、学びの充実を図っていきます。
7	早い段階から学校の選択制を導入してはどうか。子供たちの声を第一に優先した最適な学校選びができる環境を望む。併せて市のサポートが必要である。	子供たちの学びの質の向上を含めた教育環境を確保するため、多様な課題の解消に向け、学校選択制も含め、調査・研究してまいります。
8	少人数の学級で学習できたほうが良いと思う。	少人数指導やグループ学習などを含めて、現代の学校教育に求められる多様な学習形態の中で充実した学びが展開できるよう、教育環境の確保に努めていきます。

茂原市学校再編基本計画【第二期】

発行　令和８年８月　茂原市教育委員会
編集　教育部教育総務課
〒297-8511　茂原市道表１番地
TEL　0475-20-1557　　FAX　0475-20-1607
E-mail　k-soumu2@city.mobara.chiba.jp